総務建設常任委員会

令和８年３月１１日

葛 城 市 議 会

総　務　建　設　常　任　委　員　会

１．開会及び閉会　　令和８年３月11日（水）　午前９時30分　開会
　　午後４時47分　閉会

２．場　　所　　葛城市役所　新庄庁舎　第１委員会室

３．出席した委員

委員長	吉村　始
副委員長	西川善浩
委員	鷲本義明
〃	速水一生
〃	梨本洪珪
〃	谷原一安

欠席した委員　　な　し

４．委員以外の出席議員

議長	増田順弘
議員	木村　公
〃	杉本訓規
〃	奥本佳史
〃	川村優子

５．委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦
副市長	東　錦也
企画部長	高垣倫浩
秘書広報課長	石田智士
企画政策課長	西川直孝
人事課長	森本啓二
〃　補佐	岡田陵子
総務部長	林本裕明
生活安全課長	野地幸一郎
産業観光部長	植田和明
農林課長	山岡邦啓
〃　補佐	屋根良宣
商工観光プロモーション課長	増田智宏
都市整備部長	安川博敏

建設課長	奥　田　雅　彦
〃　補佐	穴　田　孝　行

６．職務のため出席した者の職氏名

事務局長	米　田　匡　勝
書　記	岩　永　睦　治
〃	関　元　　瞳

７．付　議　事　件（付託議案の審査）

議第３号　葛城市空家等の適切な管理に関する条例を制定することについて

議第４号　葛城市行政組織条例の一部を改正することについて

議第５号　葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて

議第６号　葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて

議第10号　葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて

調　査　案　件（所管事項の調査）

（１）物資集積拠点に関する事項について

（２）葛城市空家等対策計画（案）に関する事項について

（３）令和７年度一般会計予算に対する附帯決議に関する報告について

（４）耕作放棄地に関する事項について

（５）尺土駅前周辺整備事業に関する事項について

開　会　午前９時３０分

吉村委員長　ただいまの出席委員は６名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。本日は３月11日、ちょうど15年前の今日、東日本大震災が発生いたしまして、多くの貴い命が失われました。大震災発生時、私、ＪＲ大阪駅に当時おりまして、ちょっと体が揺れたような気がして、軽い目まいかな、したなというふうに思っておったんですけれども、上を見上げましたら、つり下げ式の駅名表が揺れていたのを思い出します。そのときは仕事中で、東京の得意先の出版社に何回電話してもつながらなくて、その後、ＪＲで京都駅のほうに行きまして最寄りの書店に行きましたら、「吉村さん、東北がえらいことになっている」というふうな話がありまして、慌てて同じビルの家電量販店に行きましたら、全部のテレビが東北の津波の状況を映していて、本当に驚いたといいますか、何とも言えないような気持ちになったということを思い出します。

阿古市長もかねてより、災害に強いまちづくりというふうなことをおっしゃっておりまして、特に能登半島地震を機に、受援施設の重要性、この必要性について強く訴えてこられました。こちらにいらっしゃる職員の皆様もそうですし、それから私ども議員も全て、災害に対して、大規模災害へ備えをしなきゃいかんということの重要性、そして受援施設の必要性については強く思っているところ、よくよく理解しているところだと思います。この後の調査案件で、災害を想定した物資集積拠点について審査いたしますけれども、このことも含めまして慎重審議、ぜひともよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、委員外議員のご紹介をいたします。川村議員、奥本議員、杉本議員、木村議員。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いをいたします。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

それでは、ただいまより、本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

初めに、議第３号、葛城市空家等の適切な管理に関する条例を制定することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

高垣企画部長。

高垣企画部長　皆様、おはようございます。企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいま議案となりました議第３号、葛城市空家等の適切な管理に関する条例を制定することについてでございます。

本案につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法に定めるもののほか、空き家等の適切な管理に関し必要な事項を定め、安全・安心の確保及び生活環境の保全を図ることを目的に、新たに制定するものでございます。

それでは、これより企画政策課長よりご説明申し上げます。

吉村委員長　西川企画政策課長。

西川企画政策課長　企画政策課の西川です。おはようございます。皆さん、よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから、葛城市空家等の適切な管理に関する条例について説明させていただきます。

まず、令和７年12月議会の総務建設常任委員会協議会で本条例案を説明させていただいた後に、令和７年12月26日から令和８年１月30日までパブリックコメントを実施いたしましたが、特に意見等はございませんでした。

続きまして、条例について説明させていただきます。

議案書の４ページをご覧ください。

第１条として、目的については、空家等対策の推進に関する特別措置法に定めるもののほか、葛城市における空家等の適切な管理に関し必要な事項を定めることにより、市民等の安全・安心の確保及び生活環境の保全を図ることを目的として条例を制定するものです。

次の第２条では、対象となる用語の定義をしております。

第１号の空家等とは、市内に所在する法に規定する空家等とし、第２号で危険度や悪影響が著しい法律に定義される特定空家等、３号では、放置すれば特定空家等になり得る状態として法に位置づけられた管理不全空家等、第４号の市民等とは、市内に居住・滞在・通勤・通学する者、第５号の所有者等は、法に定める所有者等を指すものとしています。

第３条から第５条までは、市、所有者、市民等の責務及び役割となっております。

第３条では、市は、第１条の目的達成のために、空家等の適切な管理に関する施策を講ずる責務を負います。

第４条では、所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないように、空家等の適切な管理に努めるとともに、市の施策への協力にも努めることとしております。

また、第４条２項では、利用見込みがない空家等について有効活用に努めることを求め、単に危険の除去にとどまらず、空き家等の利活用についても地域課題の改善につながるようにも規定しております。

第５条では、市民等についても、市の施策への協力に努めることに加え、管理不全な状態と思われる空家等を発見したときは市へ情報提供するよう努めることとし、早期把握・早期対応を後押しします。

第６条では、協議会の設置について、空き家対策の推進体制として法に規定する協議会として、葛城市空家等対策協議会を設置し、委員10人以内で構成するほか、協議会の協議事項として、空家等対策計画の策定、変更及び推進に関すること、特定空家等の認定に関すること、その他市長が必要と認めることを協議することとしています。

第７条から第10条までは、管理不全空家等や特定空家等に対する具体的な対応となっております。

第７条は、管理不全空家等の認定として、調査の結果、空家等が管理不全等に該当すると認める場合は認定を行い、第８条では、法の規定により、所有者等に対して指導または勧告を行うことができます。

第９条は、特定空家等の認定として、第７条と同様に調査の結果、空家等が特定空家等に該当すると認める場合も認定を行い、第２項で、この認定に当たっては、あらかじめ協議会の意見を聞くこととしております。

第10条で、特定空家等と認定された場合は、法に基づく助言、指導、勧告、命令等の措置を行うことができ、状態改善を強く促す仕組みを定めています。

第11条では、緊急安全措置として、空家等の倒壊による人の生命、身体、財産に重大な危害が及ぶおそれがあり、緊急に回避する必要があるときは、市は、必要かつ最小限度の緊急安全措置を自ら実施し、または、第三者に実施させることができることとしています。

第２項では、緊急安全措置の実施後、所在地や措置内容を所有者等に通知することを原則とし、過失なく所有者等や連絡先を確知できない場合は、公告により周知することとしています。

第３項では、緊急安全措置を行う者は身分証明を携帯し、請求があれば提示することとして、手続の適性にも配慮しております。

第４項では、緊急安全措置に要した費用は所有者等から徴収できるほか、特別の理由があると市長が認めるときはこの限りではないとしております。

第12条では、警察その他の関係機関と連携し、必要に応じて情報提供等の協力を求めることができ、危険の未然防止や迅速な対応につなげます。

第13条では、委任事項として、条例の施行に必要な細目は市長が別に定めることとしております。

施行期日については令和８年４月１日となっております。

説明については以上となります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

吉村委員長　ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員　よろしくお願いします。この条例につきましては、先ほど説明がありましたけども、空家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる空家対策法ですけれども、これが実際に最初に法律が制定されたのは平成27年ですかね、施行されたのが。かなりたっているわけですけども、これが令和５年にかなり大きな改正がありまして、所有者の責務の強化、とりわけマスコミなどで知られたのは、固定資産税の軽減措置をなくすということもあって、所有者のほうに非常に責任をちゃんとしてくれということで大きな改正があって、それに伴って、今回葛城市でも空き家対策についての計画、先ほどありましたようにパブリックコメントもかけて、この令和８年４月から多分その計画が実施ということになる。それに合わせて今回の条例改正に至ったものと承知しております。

そこで、質問を２点ほどさせていただきます。

まず１点目ですけれども、葛城市空家等対策計画、これが今策定中ということでありますけれども、この策定につきましては、葛城市空家等対策計画策定委員会が策定に携わっているわけですけれども、今回の計画策定に当たった委員会ですけれども、これは空家対策

法の第８条第１項による協議会に当たるものなのかどうなのか。今回条例にもそのように協議会が設置されますので、それが同様のものなのかどうかということをお聞きします。つまり、計画策定委員会がこの条例作成後、協議会のほうに移行していくのか。そこの関係がどうなっているのかということをお聞きします。

それから２つ目ですけれども、条例の第10条と第11条、特定空家等に対する措置、それから緊急安全措置、２つの措置が書かれております。これは確認なんですけども、第10条のほうにつきましては、特定空家等に対する措置は行政代執行として行われるものと承知していますけど、それで間違いないのか。

それから第11条、これは緊急安全措置ですね。本当に危険性がある、直ちに除去しなければいけないものについては、要は行政代執行ではなくて、いわゆる、言葉はいろいろあろうかと思いますけれども、即時強制とか強制執行とか、そういう類いの執行になると考えていいのか。これ、説明をしていただけたらと思います。

この２点をお願いします。

吉村委員長　西川課長。

西川企画政策課長　企画政策課の西川です。よろしくお願いいたします。

まず、１点目の空き家対策の計画に当たって策定いたしました空家等対策計画策定委員会、こちらにつきましては、法第８条による協議会に当たるものと認識しております。ただし、今回の条例で、いわゆる空家対策協議会を設置しますので、この空家等対策計画策定委員会の設置要綱については、今現在、廃止する方向で進めておるところでございます。

２点目の第10条による特定空家の処分につきましては、行政代執行に基づくものであると認識しております。

11条につきましては、委員おっしゃるとおり、法的には拘束力はありませんが、条例で定めて即時執行といいますか、そういう処分に当たるものと認識しております。

以上です。

吉村委員長　谷原委員。

谷原委員　ありがとうございます。協議会については計画策定以外にも、この条例では、特定空家等の認定等に関することとか入っております。だから、計画策定委員会はここで一旦終わって、協議会として今後計画の変更等も含めてやっていくと。プラス、特定空家等の認定に関することもやるということですね。

特定空家等について措置する場合は、当然、行政代執行ですから、事前に所有者に「こうしてください」という勧告も行い、命令も行い、それでもやっていただけない場合は行政代執行に入ると。手順があるわけですね。しかも、今ありましたように協議会で、一応これは相談もすると、そういう措置を取る場合ですね。特定空家として認定する段階で相談するということですので、これは非常に慎重なものになろうかと思うんですけれども、11条のほうの緊急に危険があるからということで措置する場合は、要は強制執行になりますので、これは事前に通知しなくてもできるということですね。要は、やりましたよと、やりましたよということは相手に通知する。あるいは、それを通知できない場合は公告するという形で、事後

ですよね。

だから、そういうふうな違いがあるということで、私も今の説明でそうだろうと思うんですが、その上でもう一つ追加で１つだけお伺いしますけれども、第11条のところに、費用徴収については、相手方が支払うようにするという条例の内容になっているんですが、市長が免除できると、その支払いをですね、することもできるという規定になっているんですけれども、これは具体的にどういう場合、どういう基準でということになるんでしょうか。それについては何らかの基準を設けられるのか。あるいは、そのときの市長の判断になるのか。具体的にどういうことが当たるのかということについて、ご説明をいただけたらと思います。

吉村委員長　西川課長。

西川企画政策課長　企画政策課の西川です。よろしくお願いいたします。

この特別な理由ということなんですけども、現在想定しておりますのは、所有者等が経済的に困窮しており、明らかに支払い能力がないと認める場合。そのほかには、例えば相続放棄などで相続人全員が相続放棄してしまった場合については、請求先がございませんので、そういった場合を今想定しておるところでございます。ただ、この相続放棄した場合についても、相続財産の中から徴収できるのかどうかについては、やっぱり確認する必要があると考えております。

以上です。

吉村委員長　谷原委員。

谷原委員　最後、意見だけになりますけれども、特定空家等についての措置につきましては、先ほどあったように、認定そのものも協議会で判断していただくし、行政代執行する際にもやっぱり手順がかなり厳密に定められているんですが、緊急安全措置につきましては、緊急だから一方的になるので、所有者の人権が侵害される可能性もあって、訴訟リスクを負うということが出てくるかと思います。

しかし、そのときに、やはり本来は特定空家等の段階を経て緊急措置になる場合がほとんどだろうと思うんですが、例えば地震等があって、突然、普通の特定空家等に認定されていない空き家が地震等で非常に危険な状態になるということが想定される場合に、全く相手方に通知なくこの執行がされるということも起き得ると思うんですね、今後災害時にね。そのときに、やはり訴訟リスクを負わないように、いろんなほかの市の事例も含めて、今後も研究していっていただきたいなと、これは要望なんです。こういう段階に来ているのはずっと積み上げがあるので間違いはないと思うんですけども、災害時の対応で一番ここは重要になると思いますので、そこはよろしくお願いしたいと思います。

吉村委員長　ほかに質疑はありませんでしょうか。

速水委員。

速水委員　行政執行とかいろいろあるんですけれども、その手前の部分になるんですが、例えば特定空家ですから、実際、所有者が分からない場合というのは多々あると思います。私、他市での経験則から今お話しさせていただいているんですけれども、その場合の要はたしか２親等までの相続に関する部分があったと思います、その相続に関しまして。それに対しての追跡

調査に関して、たしかこれ、法的に認められるのって弁護士と行政書士だけだったと思うんですけど、担当課も調査権限がたしかあったように思うんですけど、それについてちょっとお教えいただけますでしょうか。

吉村委員長　西川課長。

西川企画政策課長　企画政策課の西川です。

速水委員のご質問に関しましては、空家特措法、法律により市町村も調べる権限がありますので、現に実際、今でも所有者が分からない場合は相続人とかを追って調査しておるところですので、調査権限はございます。

吉村委員長　速水委員。

速水委員　ありがとうございます。ただ、その場合、たしか２親等までになりますので、物すごく幅広くなったと思いますし、実際、それが解決に至らないということに多々つながった経緯がございますので、それに対しての例えば、今回策定するに当たって、市独自にその辺の対策方法というのは何か検討されているんでしょうか。

吉村委員長　西川課長。

西川企画政策課長　企画政策課の西川です。

またこれ、後ほど説明することにもなると思うんですけど、空き家の対策計画においてその辺を少し書いておりますので、また後ほどで大丈夫ですか。

吉村委員長　速水委員、よろしいですか、後ほどで。

速水委員　はい。

吉村委員長　じゃあ、後ほどよろしくお願いいたします。

速水委員。

速水委員　後ほどよろしくお願いいたします。

吉村委員長　ほかに質疑はありませんか。

西川副委員長。

西川副委員長　おはようございます。僕、１点なんですけど、第６条の第３項に、協議会委員10人以内をもって組織するって書いています。先ほど来からずっと、谷原委員とかのほうからも代執行というか、特定空家に認定するというところもこの協議会でもしていくというところなんですけども、かなり重たい権限を協議会には任されるというところやと思いますけども、これについて要は、いつもやったら識見を有する者とかというところがあると思うんです。大体、協議会の構成メンバーの誰がするかみたいな。これというのは、例えばどういう方を想定されている。例えば建築士であったりとか、災害じゃないから応急度判定士とか、ちょっと分からないですけど、どういう方を想定されているかというところというのはないんですか。それとまたこの条例に、そういう識見を有する者ということをいつもは書かれているんですけど、その辺は今回書かれていないのは何でかというところを教えていただきたいと思います。

吉村委員長　西川課長。

西川企画政策課長　企画政策課の西川です。

今現在、空き家の対策協議会、想定しているメンバーといたしましては、弁護士であったり司法書士、また、宅地建物取引士であるとか、あとは建築士も今検討をしようかなと考えております。あとは、区長会の会長であったり、その辺幅広く地域の実情を知っているという方を委員としてなっていただきたいなと考えておるところでございます。

この明示していない理由については、法ではいろんな幅広く例示をされておるんですけども、幅広く、この委員についてはいろんな識見もまた必要になってくるかなと思うんで、現在は今書いていないというところになっております。

吉村委員長　西川副委員長。

西川副委員長　多分、特措法のほうにいろいろ書かれているんですね。そこでその方らを推奨するということを書かれているということですね。分かりました。

吉村委員長　ほかに質疑はありませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

吉村委員長　質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいらっしゃいますか。

（「なし」の声あり）

吉村委員長　ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

吉村委員長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第３号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

吉村委員長　ご異議なしと認めます。よって、議第３号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第４号、葛城市行政組織条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

高垣部長。

高垣企画部長　ただいま議題となりました議第４号、葛城市行政組織条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、こども・若者家庭センターの設置に伴う事務分掌の移管を行うほか、各部での見直しが必要な箇所の改正を行うものでございます。

それでは、これより企画政策課長よりご説明申し上げます。

吉村委員長　西川課長。

西川企画政策課長　企画政策課の西川です。よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから改正内容について説明させていただきます。新旧対照表にて説明させていただきます。

１ページをご覧ください。左側が改正前、右側が改正後、下線部につきましては改正箇所となっております。

まず、１ページ、第２条、企画部の項、第８号、「情報システム化」を「ＤＸ化の推進」に改め、同項の第９号中、管理の次に「及び」を加えるものです。

次に、２ページをご覧ください。同条、総務部の第６号中、「防災」を「危機管理、防災及び消防」に改めるものです。

次に、３ページをご覧ください。同条、こども未来創造部の項に、第４号として母子保健に関することを加えるものです。

施行期日につきましては、令和８年４月１日となっております。

説明については以上となります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

吉村委員長　ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

吉村委員長　質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいらっしゃいますか。

（「なし」の声あり）

吉村委員長　ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

吉村委員長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第４号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

吉村委員長　ご異議なしと認めます。よって、議第４号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第５号、葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

高垣部長。

高垣企画部長　ただいま議題となりました議第５号、葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、その改正理由及び改正内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、令和８年度から新たに設ける非常勤の特別職及び既存の非常勤の特別職のうち、報酬規定が未整備のものについて、報酬額を定めるものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表を用いまして、人事課長よりご説明申し上げます。

吉村委員長　森本人事課長。

森本人事課長　人事課の森本でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから改正内容につきまして、新旧対照表にてご説明いたします。

新旧対照表をご覧ください。左側が改正前、右側が改正後、下線部が改正部分でございます。

別表でございます。既存の表彰審査委員会と令和８年度に新たに設けられます空家等対策協議会及び図書館協議会、それぞれの委員の報酬について、日額8,000円と定めるものでございます。

附則でございます。この改正条例は令和８年４月１日から施行します。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

吉村委員長　ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

吉村委員長　このことにつきましては、市町村が独自に決めますので、生活給ではない報酬という意味合いであろうというふうに理解をいたします。

では、質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいらっしゃいますか。

（「なし」の声あり）

吉村委員長　ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

吉村委員長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第５号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

吉村委員長　ご異議なしと認めます。よって、議第５号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第６号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

高垣部長。

高垣企画部長　ただいま議題となりました議第６号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、改正理由及び改正内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、人事院勧告を受け、令和７年12月24日に公布されました給与改正法に準じまして、本条例を改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、自動車等を使用して通勤する職員の通勤手当について、使用距離に応じた金額を規則に委任し、上限額を６万6,400円と新たに規制するもの及び駐車場等に係る通勤手当を上限額5,000円として新設するものでございます。

詳細は、新旧対照表を用いまして、人事課長よりご説明申し上げます。

吉村委員長　森本課長。

森本人事課長　人事課の森本でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうから、主な改正内容につきまして、新旧対照表にてご説明いたします。

新旧対照表の２ページをご覧ください。左側が改正前、右側が改正後、下線部が改正部分でございます。

第８条の２、第２項の改正でございます。第２号、自動車等使用者に対する通勤手当について、現行片道60キロメートル以上までの区分で通勤手当額を設定していますところ、距離区分を100キロメートル以上まで引き上げます。上限額を６万6,400円と規定し、使用距離に応じた金額は規則で規定し、条例からは削除いたします。

続いて、新旧対照表の４ページをご覧ください。第８条の２、第３項の新設でございます。自動車等使用者で駐車場の利用を常とし、その料金を負担している者に対し、上限を5,000円とする通勤手当を支給する規定を設けます。

その他、項の新設に伴う文言整理などを行うものでございます。

新旧対照表の５ページをご覧ください。附則でございます。この改正条例は、令和８年４月１日施行とするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

吉村委員長　ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員　新たに駐車場の費用について、これは新しく5,000円上限として支給するというふうに理解しているんですけれども、これは市町によって、規則でまた別に額については定めるというふうなことでしょうか。そうであるのであれば、葛城市においても5,000円を上限としていいなと思うんですけども、実際どんな感じなのかということを、検討されているんだったら教えていただけたらと思うんです。これからということであれば別ですけれども。今の駐車場の職員さんの利用実態も含めて、どれぐらいの支出予算等、出ていくのかということがありますので、その観点からご質問したいと思います。

吉村委員長　森本課長。

森本人事課長　人事課の森本でございます。よろしくお願いいたします。

まず、駐車場に係る通勤手当額は5,000円、条例どおりになります。

実態につきましてですが、葛城市では、従前から自動車通勤者の駐車場を市が確保しまして、使用者から駐車場の使用料を給与から控除している状態になっております。今回の改正に合わせまして、職員駐車場使用料の控除を取りやめます。ですので、影響額としましては、市が用意した勤務場所周辺に係る駐車場の負担、職員の負担はありませんので、それに係る通勤手当の負担はなくなるものと思います。

ただ、駐車場の使用料がなくなることによりまして、令和７年度当初予算で1,020万円の歳入があったんですけども、そちらのほうがなくなるという形になります。

以上でございます。

吉村委員長　谷原委員。

谷原委員　上限額5,000円いうことですけど、一応5,000円ということで理解していいですね。分かりました。

吉村委員長　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

吉村委員長　今、人材確保の観点から、民間企業でもやはり厚遇ということが進められている中で、民間との格差を埋めるという意味合いがあるというふうに理解をしております。

質疑がないようでありましたら、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいらっしゃいますか。

（「なし」の声あり）

吉村委員長　ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

吉村委員長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第６号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

吉村委員長　ご異議なしと認めます。よって、議第６号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第10号、葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

林本総務部長。

林本総務部長　総務部の林本でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

ただいま上程となりました議第10号、葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて、提案理由を説明させていただきます。

本条例では、消防団員への損害補償が必要となった場合についての補償内容、補償金額などが規定されております。その金額につきましては、従前より非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の補償基礎額と同額とさせていただいておりまして、今回、その算出元となります国の一般職の職員の給与に関する法律別表第４イに規定されております公安職俸給表及び第11条の扶養手当支給額が改定されることを受けまして、本条例につきましても改定に合わせまして、条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、新旧対照表の１ページをご覧ください。この表の左側が改正前、右側が改正後で、赤色のアンダーラインの部分が改正箇所となります。

第５条、第２項、２号中の消防作業従事者等、いわゆる民間協力者の方の補償基礎額9,700円であったのが１万円に、ただし書で１万4,500円であったのが１万5,000円にそれぞれ改正しております。

１ページ、下段をご覧ください。第５条、第３項では、扶養親族についての加算額の改正となっておりまして、配偶者の加算額が100円だったのを廃止し、また、22歳に達する日以降の最初の３月31日までの間にある子どもにつきましては、383円であったのを433円に改正しております。

次に、２ページをご覧ください。先ほど申し上げました配偶者の廃止に伴い、各号が繰り上がる改正を行っております。

続いて、２ページの下段をご覧ください。別表第５条関係の補償基礎額表中の非常勤消防団員等の補償基礎額につきましても、階級、勤続年数ごとにそれぞれ改正を行っております。

最後に、施行期日につきましては、令和８年４月１日となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

吉村委員長　ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

吉村委員長　これは従来から政令で定められているものに合わせておられますので、今回も同様に、例年どおり改定をされたということで理解します。

質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいらっしゃいますか。

（「なし」の声あり）

吉村委員長　ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

吉村委員長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第10号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

吉村委員長　ご異議なしと認めます。よって、議第10号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

続きまして、本委員会の所管事項の調査案件についてです。

この会期中の委員会で審査するべき案件につきまして、次第に記載しております事項を議題といたします。

また、この委員会の終了後に、６月定例会までに調査すべき事項等をご協議願いたいと考えておりますので、ご承知おき願います。

それでは、１、物資集積拠点に関する事項についてを議題といたします。

この件につきましては、昨年、令和７年12月16日に開かれました予算特別委員会におきまして、委員から、受援施設管理事業の公有財産購入費について、土地開発公社で先行取得さ

れているのに予算措置がされていなかった。つまり、地方自治法第214条に照らして、予算で債務負担行為を定めていなかったことなどが問題視されました。その結果、一般会計補正予算について、受援施設の用地及び家屋購入費の予算を減額する修正案が委員より提出されまして、採決の結果、予算特別委員会及び本会議のいずれにおきましても全会一致、全員賛成で修正可決されました。

この結果を受けて、予算特別委員会や本会議の中で質疑のありました不動産購入の議決につきましては、これは当委員会の所管でございますので、公有財産取得の経緯などの中身に入る前に法的な問題について整理しておかなければ、その議論に入ることができないというふうに判断いたしましたので、去る２月17日に法的な問題、手続の問題について調査し、論点の整理を行いました。

これを受けまして、本日はいよいよ公有財産取得の経緯などをご説明願い、中身に入ろうと思っていたところでありますけれども、先ほど議会運営委員会が開かれまして、理事者から、議第18号、一般会計当初予算、これを撤回する旨、提案がございました。なぜこのタイミングで撤回をされるのか。中身の議論にこの後入りますけど、その議論に入る前に、まずはその理由について理事者よりご説明願います。

東副市長、お願いします。

東　副市長　皆さん、改めまして、おはようございます。

今回の受援施設の購入につきまして、昨年の12月議会以降、議員各位には何かとご心配をおかけし、また、様々なご意見を頂戴をしておるところでございます。その件に関しまして、厚く感謝を申し上げるところでございます。

さて、皆さんもご承知のとおりでございますけれども、近年、全国どこを見ましても、毎日のように頻発しております地震、この対策につきまして、我々職員は、一昨年の能登半島地震を機にどういった対策が取れるのか、どうすれば葛城市民の生命、財産を守れるのかというところで一生懸命考え、そして、出した答えが受援施設がないというところで、今回といいますか、12月以降、皆様方にご協議を願っておるというところでございます。

これには、我々、皆さんご承知のとおり緊防債がございますので、その期限がございました。ですから、その期限に間に合わそうというところで、受援施設の購入というものを目指したところであるというのはご承知のことかと思います。そういった緊防債の期限も迫っていたことから少しでも早い整備との思いで、その進め方やその手法について進めてまいりましたが、若干、皆様への説明というものが、ちょっと丁寧さに欠けておったのかなというところのように思うところでございます。

先ほど委員長からございました、今定例会に上程しておりました議第18号、令和８年一般会計予算につきましてですけれども、先ほど開催をいただきました議会運営委員会でご協議をいただきましたとおり、今定例会に上程をしておりましたこの予算につきまして、受援施設管理事業として公有財産購入費を計上いたしました部分について、再度、検証をする必要が生じたというところで、一旦、議第18号、令和８年一般会計予算を撤回させていただき、一からご丁寧にご説明を申し上げ、説明をさせていただきまして、そういった進め方をさせ

ていただきたいというふうに思っておりますので、今委員会での格段のご配慮を賜ればと思っておるところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

吉村委員長　ただいま東副市長から理由についてご説明を願いましたけれども、このことに関して何かご質問等ございませんでしょうか。

梨本委員。

梨本委員　よろしくお願いします。総建としても、この受援施設の重要性、これは議会も、全ての議員さんそうだと思うんですけれども、これについては本当に丁寧に、一からちゃんとやっていかないといけない。このことについては賛同させていただきます。しっかりと今後、葛城市にとって受援施設というのがそもそもどういうものが必要なのか。今ある施設が活用できるのか。もしそれができないのであれば、新たにどういうものが必要なのか。そういったところを受援計画に沿ってしっかりとこの場で議論した上で、受援施設、これを購入というのが本来あるべき姿だったと思うんですよ。

今の段階で、僕も今日朝の議運でこれを撤回されるということで非常に驚いているんですけれども、その点についてもう少し、副市長の今の説明を補足していただきたいんですけど、再度検討する必要があるということなんですけど、これ、何を検討しようとされているのかというところを細かく教えていただけませんか。どの部分に問題が生じたということを検討しようとされているのか。何があったのかということが全く分かりませんので、まずそれを１つ教えていただきたい。

２つ目が、これ、市単体で、市だけの予算であればいいと思うんですけれども、公社と契約していると思うんですね。公社とどんな協議をされたのかというのを教えていただきたいんです。市として公社と、相手方のあることですから、どういうふうな協議をされているのかということを教えてください。

３つ目は、12月とすごく対応も変わって、12月は非常にこれ、問題があるんじゃないかということをかなり予算委員会でも指摘があって、予算も予算委員会で修正されて、本会議でも修正可決されました。その後、市長が再議を上げられて、そこまでしてこの施設にこだわられていたと思うんですよ。今回も２月の総建のときに、まさかこれ、予算を上げてくることはないですよねというような議論もあったと思うんですけれども、それでも上げてこられた。にもかかわらず、今日のタイミングになって取り下げるということが、すごく違和感を感じているんですね。その辺り、市長の考え方、もう一度お聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

吉村委員長　今回、東副市長から撤回の説明がありまして、このことについて聞いていただくということで、そのことを聞くということの中で公社との契約、市とどのような協議をされていたのかというのはこの範囲の中で聞かれていると、質問されているということで理解させてもらいました。ほんなら、今３つ質問をされたことについてお答え願いたいと思います。

東副市長。

東　副市長　まず、１つ目の何を検証するのかという部分でございます。これ、先ほど重複するかも

わからないですけれども、言うようにこの進め方であったり、そういった部分について、やはりもうちょっと丁寧に説明をする部分があるんじゃないかとかいった部分で、内部でいろいろ検討した結果、やはり一から丁寧に説明をしていかなければならないということで……。

吉村委員長　副市長、今の丁寧にというのは、議会に対して丁寧にということですか。

東　副市長　そうですね、市民皆さんにね。

吉村委員長　市民皆さんに対して丁寧にということですか、対象となるのは。

東　副市長　そうです。丁寧な説明を心がけなければならないなというのがありまして、全体的に見まして検証を再度させていただきたいなというところで、このようなことになったということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

吉村委員長　まず、１つ目の質問はそういうことですね。

林本部長。

林本総務部長　総務部の林本です。

ただいまの２点目の質問、土地開発公社との調整ということか、今後の進め方についてでございます。ご存じのように土地開発公社というのは別団体、別の団体ということになりますので、市としましてもそこら辺のところは、今後、調整というのは話合い等も含めて、公社には理事会もございますので、そういったところも進捗を見ながら話合いは進めていきたいと考えております。

以上です。

吉村委員長　あと、なぜこのタイミングなんですかという質問がありましたけれども。

阿古市長。

阿古市長　私に対する質問もありましたので、私のほうから答えられる部分は答えさせていただきたいと思います。

受援施設の必要性につきましては、冒頭に副市長が申し上げましたとおりでございます。それは議会の皆様方とも共有している部分なのかなと思います。特に能登半島地震、職員を派遣し、これは水道事業も市職員も派遣したんですけど、その中で葛城市にとっての状況と比べた中で、ある種弱い部分についての報告を受けました。１つはトイレの部分、それともう一つは受援施設の部分です。救援物資を受け入れる施設がないというところでございました。ですので、その時点からの検証が始まりました。葛城市にとって受援施設の在り方。

それで、その中でやはり起こってきていることというのが、東南海地震に関わりますと、30年以内の発生確率を国のほうの調査機関が発表しておりますが、急激に変化を起こしてきたというところであります。2025年１月には70％から80％というパーセンテージを、数年間動いていなかったんですけど、上がりました。それから僅か７か月後には、60％から90％程度以上というパーセンテージに上げてきました。これは行政に対する、また国民に対する警告とは言いませんが、強い注意を促すことだと認識をしておるところでございます。

ですので、その中でいち早く受援施設を獲得する必要がある。それともう一つの要件の中では、緊防債のほうの期間が、令和７年度末で一応は区切りを打つというのが前提になって

おりました。ですので、そのタイムスケジュールの中で行政としては、最大限できる市民のための受援施設を準備する必要があるという考えに沿って計画を進めてまいりました。その中で12月議会に提案させていただいたのが行政にとってはベストであろうという、受援施設の議会に対する提案でございましたけども、その中でご理解をいただけず、修正案という形で否決をされたというところでございます。

ただ、副市長が申し上げましたように、進め方についてやはり問題があったのかどうかというのが１つの検証の課題でございました。その中で、議員皆様方への説明の弱さというのがございましたので、その部分につきましては、早く今現在土地開発公社が所有している受援施設として購入している施設を一度ご覧いただきたいですとか、いろんなご提案をしてまいったところなんですけども、なかなかその段のところまでいきませんでした。

行政にとりましては、予算編成といいますのは秋口から始まってまいります。ですので、12月議会の当然のことながら補正予算で上げたわけなんですけども、それも含めて次の予算の準備というのは、ほぼ完了が１月頃には終わっておりますので、その段には今回の葛城市が必要と考えている受援施設の予算計上するのは当然のシステムでございます。ですので、３月議会までに議員皆様方に、また、当委員会の皆様方にご理解をいただけるようなところまでという思いはあったのですが、３月議会が始まった状況を考えましても、その段になってまだそこのところまでは至っていないという判断において、今回は一旦、当初予算の取消しを行い、その受援施設の分の減額の修正の議案を提案させていただきたいということを議会運営委員会の場で申し上げさせていただいたというところでございます。

皆様方と共有できるのは、受援施設というのは市民の皆様方に必要であるということでございますので、前向きに一歩進めて議論を進めさせていただきたいと。ありがたいことに緊防債が延長になりましたので、そういう意味におきましては若干の余裕はできたのかなという認識を持っておりますが、やはり一日も早く、またできるだけ早く、市民の皆様方の安全・安心のためには、受援施設を準備をするということが必要であるという認識を持っておるところでございます。大体以上でお答えになりましたですか。

以上でございます。

吉村委員長　梨本委員。

梨本委員　今市長から説明いただいたように、受援施設をこれから葛城市としてしっかり整えていくということに関しては、さっきも私、同じことを言ったんですけれども、大切なことやと思いますんで、それは今後しっかりとやっていきましょう。ただ、このタイミングでというのが、今１月の予算編成の段階ではもう進んでいて、議会のほうで理解をいただいて何とか通したかったということでここまでになってしまったんやと、こういう説明やったと思うんですけれども、僕、すごい大きな問題やと思っているんですよ。

というのが、市が予算を上げて、これが議会のほうで修正される。これが通らない。このことに対しては、恐らく公社に対しても説明ができると思うんですよ。ところが、今回、市のほうで下げているんですよね。市と公社、さっきも林本部長おっしゃられたように、公社は別組織ですよね。公社、どういうふうに対応しはるんですか。というのが、公社と市は契

約しているわけでしょう。公社の話はこの場でするなってなるんかもしれへんけれども、市は公社と契約しているわけですよね。今の話は、契約不履行しますと言っているわけですよね。令和７年度中に先行取得してもろてるわけですよ。先行取得する前に、「やっぱりやめときますわ」と言うんやったら、どっちも損害も何もないからいけるかもしれへんけれども、もう買うてますよね。令和７年度中に買い戻すということまで契約に入っているわけでしょう、市として。僕、これ、市、契約不履行になってしまうと思うんで、非常に問題ちゃうかなと思うんですけれども、その辺りの法的な整理、ちゃんとされているのか。それとも、予算だけ下げたらええわって、今日持ってきたはるのか。ここをもう一回、ちゃんと説明してほしいんです。

ちょっと踏み込んでしまうかもしれへんけど、今のは１個目の質問で、この間、本会議のときに土地開発公社の報告を受けたときに、「こんなんなかなか厳しいんちゃいますか。これ、転売してしもうて、一からやらはったらどうですか」ということを私、言うたと思うんですよ。そのときに東副市長、理事長の立場から、「転売はしません」というふうにおっしゃったと思うんですね。でも、今回ちょっと事情が変わったと思うんですよ。

だから、一からとおっしゃられるんやったら、やっぱりこれ、転売して、その施設に係る費用も含めて、これ、施設があって一からなんて多分でけへんと思うんですよ。だから、それに関してはやっぱり市と協議するなりして、この間も言っていたように、水道からお金を借りているから0.3％でいける。この水道からお金を借りているというのもどういう理屈なんかなとかというのも聞きたかったんですけれども。でも、この間の本会議の中では、金融機関から借りたら３％かかると。今回もよくよく見ていると、予算も２億6,100万円の12月の補正やったんが上がっている。これ、利息分かなと思ったりしているんですけれども、３％利息かかるという見込みをしたはるわけですよ。ということは、公社が持っている限り３％の利息。３％というと簡単に聞こえるかもしれへんけど、年間800万弱ですよ。年間800万円近くの利息がかかっているんですよ。こんなん一刻も早く手放して、しかも、もともと買うときに、それを先に買われたらあかんという事情もあったということであれば、転売も容易かと私は思うんです。

ですから、その辺り、そこでどんだけの損失が出るのか。そのこともしっかりと、これ、公社の中でやってしまう話ではなくて、最終的には市に対して請求せんとあかん話でしょう。最終的には市に対して求める話じゃないですか。それをせんとずっと抱えとくってなったら、僕は公社の問題やと思うんですよ。公社の理事の方で、その損害分を補てんしてくださいねと。市はもう関われませんよという話になるのか。それとも、市とその辺りも協議してきちっとやっていくんかということも聞いてからでなかったら、ただ単純にこの予算を取り下げるというだけの話で終わるようなものでは僕はないと思うんですよ。

ですから、その辺り、どこまで公社のほうに踏み込んでしまうんか分かれへんけれども、転売する気があるのか。それから、公社としてどうするのかというのを、今日、副市長は今副市長の立場で座ったはるけども、公社の理事長でもあるし、公社の……。

吉村委員長　梨本委員、そこまではね。取りあえず、今のこの流れの中での質問としては、まず、い

わゆる市が今回の決断に対して、公社に対する債務不履行に当たらないのかというところ、法令のところ、これは確認しておかなきゃいかんと思うんです。やっぱりそうなってくると、例えば履行遅滞とか、そういったものに該当する可能性はあるんじゃないかと。例えば、先ほど梨本委員がおっしゃったように、債務を履行するためにやったんだけれども、議会が反対したので実現しなかったというふうなこととは今回ちょっと意味が違うという形になりますのでね。この辺りの市は今回上げてくることに対して、公社とその辺り整理されているのか。その辺り確認をしたいと思います。

高垣部長。

高垣企画部長　企画部、高垣です。

明確な答弁は難しいところなんですけども、実際に今梨本委員がご指摘されました先行取得依頼で契約されている部分については、課題として認識しております。担当の事務局のほうともお話をさせていただいて、公社が保有している土地、この受援施設と、そのほかにある保有している土地に関しても先行取得依頼があって、その契約の中身も含めて、改めて検討していく必要があるということで認識はしております。

あと、法的なものは、まだそこら辺まで踏み込んで答弁は難しいので、今の時点ではそのように認識して検討していく予定にしております。

吉村委員長　整理が十分まだできていないということですか。公社とはその辺りすり合わせはしていないということですかね。

（発言する者あり）

吉村委員長　発言を認めます。

梨本委員。

梨本委員　今までの公社の先行取得した塩漬けになっている土地とはまた違うと思うんですよ、今回。もうこれ、分かっとるわけやから。しかも１年、年度内に買い戻すということで、公社もほんまに迷惑をかけていると思うんですよ、市からするとね。だから、その辺り、公社抜きで、市で勝手にこんなんできることなんかな。だから、理事会もあるんやったら理事会を開かれて、その辺りちゃんと協議されているのかというのもあるんですか。ちょっとそこも。

吉村委員長　単純に言うと、例えば令和７年度中に、公社がこれ、買い入れているのは、市が買い戻すのが前提として、令和７年度中にというふうなことで、緊防債のこともあるので、公社で買われたという経緯があるわけですよね。その辺りのことがクリアされているのかという質問だろうと思いますけれども、ちょっと整理されますか。

暫時休憩いたします。

休　憩　午前１０時３４分

再　開　午前１０時４５分

吉村委員長　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

梨本委員から質問がありましたことについて、回答をお願いします。

林本部長。

林本総務部長　ただいま梨本委員がおっしゃったように、今回これを買い取らないと契約不履行云々

というお話がございましたが、まず、市と公社とは、公用地の先行取得に関する契約書を結んでおります。その中に費用負担として、当然、これを結んだときには令和７年度予算の措置をもって買取り、買戻しというんですかね、それを公社から市が買戻しをするというような文言ということになっておるんですけれども、現状、今、今回も予算のほうを取り下げて、今後、一から議会とも丁寧に議論をさせていただきたいという意思表示を今まずさせていただきました。それに基づきまして今度、当然年度内ということである程度話合いをしないといけないと思うんですが、まず、市と公社については、疑義が生じた場合はやはりお互い誠意を持って話し合う、協議するというふうにもこの契約書の中にはたしか書かれていたかとは思いますので、それをもって、また公社のほうでも理事会等を開きますので、この契約書の要は、いわゆる形としては、例えばこの契約書を変更していく流れとか、そういったことも踏まえて協議していきたいというふうに考えております。

以上です。不履行ということではなく、そういった形で対応させていただきたいというふうに考えております。

吉村委員長　債務不履行に当たらないということで。

梨本委員。

梨本委員　当たらないということじゃないですね。今後、協議……。

吉村委員長　協議しますということですね。

梨本委員　これ、ほんまに公社の問題なんか、それとも市の問題なんか、大きな問題、どっちの問題なんやということをはっきりしとかんとあかんと思いますよ。僕、これ、公社は別組織やってずっと言うたはるわけやから、別組織なんやったら、そこで損失が起こるということに対しては、市に対して僕は言ってこられる、普通の考えでは言うと思うんですよ。これ、何とかしてよと。買うた。利息もこんだけかかる。こんなん抱えてられへん。そのときに市が公社に、そんなもん公社で抱えといてよってやんのか。公社の責任でやるんやったら、公社の理事が最終的に責任を取ってくださいよ。そうじゃないんやったら、市に対してきちっと、市もそれを認めて、転売もオーケーということも含めて、ちゃんと指示というか、協議したらんと、こんなんどっちの話やねんって。我々も市として話をしているけれども、一応総建は公社も管轄しているからね。これに関しては、僕一人でしゃべっていたらあれやからここまでにしますけれども、これは僕は納得いってないですよ。

吉村委員長　ほかに、先ほど東副市長が説明願ったことについての質問はありませんか。

谷原委員。

谷原委員　幾つか質問させていただきますけど、先ほど東副市長がおっしゃった、丁寧さが欠けていたということで取り下げたということがあって、再度、梨本委員のほうから質問があって、その中で、言ってみれば進め方に問題があったとおっしゃいました。進め方というのはどういう認識なんでしょうか。ここが議会と行政がどうもずれているように私は思っているんですよ。だから、これを確認させてください。これまでの補正予算の修正可決に始まって、そのときも激しい議論がありましたが、行政としては、その進め方いうのはどういう進め方、どこに問題があったというふうにお考えなのか。これについてお伺いいたします。

吉村委員長　進め方の中身についてですね。谷原委員のお考えはずれがあるのではないかということでありましたけれども、進め方について詳細に、何が問題だったのかというところを挙げてご回答……。

東副市長。

東　副市長　東でございます。

進め方の詳細って言われましても難しいといいますか。我々といたしましては先ほど私が申し上げましたとおり、一からちゃんと説明をさせていただいて、議員皆さん、また市民の皆さんにご理解を賜るというところでございます。議員さんと我々の気持ちは一緒なんですよね。早く受援施設は造らなあかんとおっしゃってくれているわけですよね、議員皆さんも。だから、そのスピード感がどこにあるのかですよね。我々はちょっとでも早くという思いでね……。

（発言する者あり）

東　副市長　だからだから、手続無視しませんよ。手続をちゃんとするにもスピード感を持って、我々はしていこうというふうに思っておるところでございましてですね。

吉村委員長　副市長、谷原委員のおっしゃっているのは、例えば債務負担行為を上げなかったというふうなことについて、私ども議員としてはそこが問題があるということで修正可決したわけですけれども、そこら辺はどうですかと。そこら辺ずれがないんですかというような話なんです。そのことも含めて、やっぱり私どもとしても問題があったので、それも含めて進め方に問題があったと、そういうふうな意味ですかということも含めて聞かれていると思うんですけど。そういう辺りをちょっと具体的に。

東　副市長　おっしゃるとおりで、委員長言ってもらったとおりでございます。214条の問題もそうです。全てにおいて一旦、一からということを私は申し上げているのでございまして、それをもってスピーディーに解決できて、いち早く市民のためになる受援施設を議会もやし、理事者側も一緒になって確保に向かっていったらいいんじゃないかというところで、我々は一旦取り下げて、再度説明をさせていただきたいという、そういう思いでございます。それ以上でもそれ以下でもないです。

以上でございます。

吉村委員長　谷原委員。

谷原委員　私、これまでの議会での議論が何だったんだと、今の説明を聞いてね。一からとおっしゃいますけれど、受援施設の必要性を担当課長は非常に丁寧に、長時間にわたって議会で説明していただきました。この場所が一番いいということも含めて、必要性も含めて説明していただきました。その上で、議会としては債務負担行為がないことが問題でしょうということで議論しました。弁護士の方からも意見を聞いて、あるいは奈良県のほうにも見解をお聞きして、これは問題ですということは明らかになって、その上で判断で、議会は修正したわけです。これは手続です。中身は入っていません。だから、それをまた一からやるんですか。これ、議会としてそういうことはできませんよ、そんなこと一からなんて。何か違うことをやるんですか。違うことをやるんだったら僕、分かりますよ。何をするんですか、一から丁

寧にと言うのは。それをもう一回お聞かせください。

吉村委員長　東副市長。

東　副市長　一から丁寧にと、全て谷原委員がおっしゃるように、全て一からやったら、今度は遅くなりますよ。早く受援施設を、こんだけ頻発している地震があんねんから、ちょっとでも早くという思いですよ。これは議員さんらもおっしゃってくれているとおり、我々も真摯に受け止めてしているわけですよ。ですから、あかんというか、疑義がある部分についてはちゃんと一から説明をさせていただくということで。今までうちの事務方、職員が皆さんに説明したものはそのとおりなんです。決して不要なものであるというようなご理解で説明したわけでもなく、あこは必要ですよという……。

吉村委員長　それは分かっています。それは……。

東　副市長　ですから、そういった部分を除いて疑義が生じている、梨本委員がおっしゃる、谷原委員がおっしゃる部分について、一から我々は説明をちゃんとさせていただきたいということで取り下げたということです。ご理解賜れたらと思います。

以上です。

吉村委員長　谷原委員。

谷原委員　よく分からなかったんですけれども、議会としては債務負担行為がされていなかったからこういう問題になっているわけですよ。買取りができないという問題になって、ここまで来ているわけですから。債務負担行為の問題については相当詳しく12月議会で、本当に長時間かけて議論をしました。その上で判断したことですので、今のお話を聞くと、一から説明いうのは、何もないというふうに私は判断しました。

ただ、新たな問題はありますよ。新たないろんな問題が発生しているということは、情報開示請求によって、私も補正予算のことについて質問しました。それについて情報開示請求の資料の中にもまた出てきましたので、これは新たな問題です。それは今回この議会の中でやればいいことですので、副市長の言う一から丁寧にというのが何をやるのか不明だということだけは申し上げておきます。

以上です。

吉村委員長　ほかに。先ほどの副市長の説明に限って、何か質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。

梨本委員。

梨本委員　本当に副市長おっしゃるのはすごく分かるんですよ。スピード感を持ってやらんとあかん。だから、それは議会も重々承知しているって何回も言っているじゃないですか。でも、さっき谷原委員がおっしゃったように認識がすごく、我々は議決機関でもあるし、監視機関でもあるんですよ。監視機能を持って予算の使い方をちゃんと審議しなかったら、これ、議決してしもたら、説明責任は我々議会に、市民に対する責任は我々にかかってくるわけやから、これに関してはちゃんと法律的にのっとってきちっとやっていきましょうと言うているわけですよ。

にもかかわらず、先日の記者発表の市長のコメントを見ても、法律的には問題ないってお

っしゃっているじゃないですか。法律的に問題があって今回一からやろうとしているのか。債務負担も含めて、地方自治法上きちっとやろうとしているのか。それとも市長はその辺をどう考えたはるのかということを最後に聞かせてください。市長がそれで問題があると思ったはんの、法律的に問題があったと、記者発表で言っていたこととまたちょっと変わってんという話なんか、いや、法律的には問題ないねんという話やったらこんなん……。

吉村委員長　今の梨本委員のについて、市長、お考えをお聞かせください。

阿古市長。

阿古市長　その記者発表のときにも実は申し上げています。法律上は問題ないですけども、手続上は問題があったと思っていますという話をさせていただいています。といいますのが、過去、葛城市では土地開発公社においては、先行取得について債務負担行為を行ってきていませんでした。ですので、そのことをもって違法であるかというと、違法ではないという認識を持っております。それが12月議会での答弁でもありましたように、法律上は違法ではないということであります。それであれば、過去の行政としてやってきたことが全て違法なのかというと、これは違法という指摘を受けておりませんので、違法ではないという認識を持っております。

ただ、甘かったというのは、昨年につきましては、その当時の議長、副議長、また担当の委員長、副委員長に対しまして、土地開発公社で受援施設について先行取得をしますよというお話をさせていただいたと事務方から聞いております。それはまず間違いないやろうと思います。ただ、その段になって、そのときになぜもっと踏み込んだ状態で打合せができなかったのかということは、こちらの判断のミスなのかなという考えを持っております。多分、選挙日程も絡んでのことやったと思うんですけども、その中で12月になって上程をさせていただいた。その間のやはり手続上の問題があったのかなという認識を持っておるところでございます。

そういう反省の意味も踏まえまして、市民にとってどのものが一番受援施設でいいのかということを前向きに議論をさせていただきたいと考えておるところでございます。ですので、それが行政としてその場所が一番いいんだという判断を今現在持っておりますが、いえいえ、ほかのところのほうがいいんだという結論に至れば、それはその手続を踏んでいきたいなと考えておるところでございますので、まずは議論の舞台に載せていただけたらと考えておるところでございます。

以上でございます。

吉村委員長　梨本委員。

梨本委員　これはどこまで行ってもかみ合わんと思います。法律的には違法じゃないけれども、手続には問題があったと。手続というのは法に定められていますよ。

（発言する者あり）

梨本委員　前向きに議論しましょう。前向きな議論はしたいと思っています。でも、市長のおっしゃっていることは、僕、行政の長としてちょっと問題やと思うんです。物すごい問題ですよ。今まで問題なかったから今回も問題ないやろうということで議会に出してきたはるけれども、

議会が問題やって言ってんねんから、問題ですよ。法的におかしいねんから。これ以上言うても平行線やと思いますので。

吉村委員長　ほかに。

では、西川副委員長。

西川副委員長　今日、議会運営委員会を開かれて、予算のほうも取り下げると、一旦取り下げるという話になったんですけども、僕、２月の委員会のときでもお話しさせてもらっていました。言うたら全く一向に前向いて進んでませんやんかと、基本的にね。これからこの３月に入って予算が出てきたとき、ほんで、財産取得はもう出てきませんでしたけども、そのときに一体何を議論していけんねんというふうに思って、２月の委員会のときには、一旦ゼロに戻しましょうよという話をしました。

それでも、予算にはやっぱり上がってきました。そこはかたくなにやっぱりここがいいと、先ほど市長もそのときはそう思っていたと。行政としても今もそこがいいと思われていたと。僕は議論する場所があまりにも少なかったと思っています、本当に。そやから、多分皆さんアレルギー反応も出たと。恐らく受援施設が欲しい、こういう形が欲しいという話であれば、この214条の話も出てきませんよ。道を造りたい、ここの道を造りたいとかいう話がずっとあれば、恐らくこんな話はならへんと思う。

そやから、僕はそこをもう一回フラットにして、もう一回この受援施設の在り方から含めて議論したほうがいいんじゃないという、そうしやんと前向いて進みませんやんかということで、２月のときにはお話しさせていただいた。それは転売も含めてですよ、もちろん。転売をすることも、言うたらゼロに戻す。そういうところも含めてお話をさせていただいたというところで、先ほどの説明では一旦、どういうふうにするか、いろんな場所も選定して、もう一回、総務建設委員会で議論をしたいという話なんで、僕はそれは前向きに評価をしたいと思う。この段になって取り下げられる、よっぽどの覚悟で出されたと思います。その点に関しては、僕、２月の委員会でも言うている、自分でそう言うているから、評価したいなと思います。そやから、議論する場所としては、総務建設委員会ではきっちりと用意をせんなんのかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

吉村委員長　今副委員長がおっしゃったようにフラットなことで、今後、議論というのは、理事者側のほうからも話が出ていますので、やっぱりしていく必要があるかなというふうには思ってはおりますが、その前の今前さばき段階という形でございますので。

ほかに。

ほんなら、速水委員。

速水委員　副委員長がおっしゃったとおりで、正直な話、前に一歩も何も進んでない気がするんですよ。だから、そこに関してはやっぱり前に進めるという意味で、ゼロからということなんで、それは私としては、例えば今まで正直いろんなんを調べてきているわけなんですよね。でも、その話すら正直まだできていない状態なんで、それやったらいろんな選択肢を含めて、ゼロからスタートすると言うんだったら、それで、私は副委員長の意見にほぼ同意見なので、そ

の方向で進めていくべきなんではないかとは思っておりますけれども、単なる意見なので。

吉村委員長　これは大事なことです、委員のご発言ですんで。

谷原委員。

谷原委員　今後の総務建設常任委員会の調査案件としての議論の進め方のことだろうと思うので、それについて私、発言のほうをさせていただきます。

我々議員は２つの義務を負っています。これは行政と違います。１つは政策的実現のために質疑、一般質問を通じて、議員としての思い、これをやりたい、これを実現したいという政策的実現を行っていく。これは行政と協力しながらやっていくという部分。これは皆さんそのために議員になっている方が多いわけですから、当然スピード感を持っていいものをつくっていこうと、これは当たり前だし、これはぜひやっていかなあかんと私も思います。全然議論に入っていけてないから、これはこれでやりましょう。

でも、もう一つ我々議員の義務ですよ、これ、使命は、要は行政が税金を使ってやるわけですから、その議決したことがちゃんと適正に執行されているか。不正な事務はないか。この事務の検査をちゃんとやる、監視をやる。これは非常に重要な仕事です。これは繰り返し言っていますけど、内部統制、そして監査、そして議会、住民監査請求、この４つのことでもって税の適正な執行をやっていくということが、議員は大きな務めとして議会にあるわけですね。だから、ここが実は行き詰まっているわけですよ。要は、僕らから見ると、全く議会を無視して勝手に買っちゃったと。要は、債務負担行為をすればこんな問題になっていないんですよ。債務負担行為を上げていたら、その場できちっと議論をしていたはずなんですよ。ここの場所がいいのかどうかも含めて、金額も含めて。そういう場が全くなしでいきなり予算に上がってきたから、これを修正したわけでね。修正、削除したわけですから。

だから、こっちのほう、議会が今関心ある、これについて適正な事務がちゃんとやられたのか。やられなかったと私は思っています。だから、それは非常に不都合なことなんだけれども、それをきちっと明らかにして、明らかにすることで不適正な事務が今後起こらないようにするという使命も議会にありますので、これはこれでですね。だから、両方やっていったら僕はいいと思うんですよ。やっぱり受援施設についてはちゃんと、もう一回きちっと丁寧にいろんなところも含めて、議論に入っていませんから、これやりましょうと。

もう一つは、この事務の不適正な在り方。実際こうなっているわけですから、とにかく契約しているんですよ。契約、土地開発公社と葛城市は。葛城市のこの事情で買い戻せないということになっているわけですから、非常に２億6,000万、買った土地をどうするかという今後のこともあるし、今日は利息の問題も出てきましたから、４月以降、発生する利息を土地開発公社が負担するのか、葛城市が負担するのか。これだってそう簡単じゃないですよ。だから、非常に不適正な事務の状態になっているので、これはこれでちゃんとやりましょうと。そのことをきちっとゼロベースからでもやっていきましょうというふうに私は思います。とにかく進めるところはちゃんと進めていこうということです。

以上です。

吉村委員長　ゼロベースで、今後しっかりと受援施設、葛城市にとってこれは必要ということは皆

さんご承知ですので、これに向かってやっていくということについては、皆さん、特に……。

鷲本委員。

鷲本委員　お疲れさまです。先ほどからもいろんな話が出ていますけども、私としましても、この受援施設の必要性というのは要ります。必要という意味では全く異論はないんですけども、今回の購入についての進め方や根拠の面で、どうしても市民の皆様に納得のいく説明ができていない状態であることは明確でもありますんで、先ほど副市長の話からもありましたけども、一から説明すると、丁寧に説明するという部分につきましても、この施設、またそのほかの５つか６つかの案も含めまして、もう一度、やっぱり必要ではあると思いますんで、建設的な話ができることを期待しています。意見です。

吉村委員長　そうですね、建設的な話にやっぱりしていかなきゃいかんなというふうに思いますので。もういいですね、先ほどの副市長の。よろしいですね。

じゃあ、いよいよ中身の議論に入りたいと思いますけれども、まず問題となるのは、既に土地開発公社が購入をされているという事実があるわけです。ここのところの確認もしておかなければならないと思いますので、これ、物資集積拠点として当該不動産を市が直接じゃなくて土地開発公社が購入されたので、その理由を再確認しておく必要があろうかと思うんです。これ、準備もされていると思いますが、市が不動産購入を土地開発公社に依頼するまでの経緯と、特に時系列が大事だと思いますので、具体的な日にちも入れて、簡単で結構ですので、ご報告を願いたいと思います。

また、土地開発公社でどのような議論をされたかということも、私ども委員会のほうでやっぱり把握しておくということは大事かなというふうに思いましたので、当委員会では調査するに当たって必要なことかなというふうに思います。土地開発公社というのは、葛城市とかと別法人ですのでね。私は、２月24日に物資集積拠点の取得に係る鑑定評価書や会議録等の全ての書類一式を開示請求をいたしました。３月２日に部分開示という形で書類を提出いただきまして、開示いただいた書類につきましては全ての議員に報告し、情報共有しておりますことをお伝えをしたいと思います。そのことはお伝えします。

その上で、私としては、これ、委員の皆さんに諮りましょうか。今し方申し上げました簡単な経緯について、土地開発公社に話、市が持ってこられた以降については、私、開示請求した上で、委員も議員も含めて、これは情報共有させてもらっているところではあるんですが、その前段階がまだきちっと説明を受けてこなかったということもありますので、そのことについて簡単に説明だけお願いできたらなというふうに思います。その上でまた次の議論に入っていけたらなと。

林本部長。

林本総務部長　総務部の林本です。よろしくお願いします。

まず、土地開発公社に依頼した経緯というのは、これは以前にもお話というか説明はさせていただいておりますが、令和７年度をもって当時、一旦終了とされておりました緊防債の期限というのがございました。それを意識して予算、いわゆる議会とのスケジュールを考えながらいくと、土地開発公社による先行取得を依頼をして、それをもって令和７年度中に事

業を執行する、事業を完了するということの流れで、まず土地開発公社に依頼することになったということは、多分以前から説明はさせていただいておりました。

では、先ほど委員長おっしゃっていますように、土地開発公社に依頼するまでのスケジュールということです。恐らくおっしゃっておられます当該物件と言い換えさせていただきます。今現在、土地開発公社で購入している物件については、当該物件ということで例えば言い換えさせていただきますが、当該物件をまず選定するに当たって、令和７年度に入った段階で、この前はこれ、２月17日のときの総務建設常任委員会でも説明がありましたが、かねてから受援施設というのを必要とするということで、それの選定をするに当たって、副市長のほうからこういう当該物件があるので、これも含めて検討していったらどうかというようなお話があったということもお伝えさせていただいております。

それに当たりまして、私どもとしましては、当該物件も含めて合計６つの物件をまずどうなのかという、いわゆる比較検討ということで選定の中の候補に挙げました。そのことを６月19日の総務建設常任委員会協議会のほうで説明はさせていただいておると思います。その後、六か所の選定のまずポイントとしましては、交通アクセスの問題であるということ、それがどこの主要幹線道路であるとかそういったところに面しているかどうかとかいうのをまず選ばさせていただきました。

次に、建物付がいいだろうということで、これは緊防債を使うのも、先ほど申し上げました当時は令和７年度でということもありましたので、土地を買って、そこからまた一から建物を建てるとなると、当然、時間、複数年かかってしまいますので、建物がついた物件を購入するということ。それがいつ起こるか分からない災害リスクへの対応にも一番適しているであろうということで、建物付の物件をまずそこで探すと。

その次に、やっぱりリスク、浸水想定区域であるとか、土砂災害区域であるとか、そういったことが乖離されているかどうかということの３点を踏まえて、６つの候補地を選定いたしました。選定の中身というのはなかなか……。

吉村委員長　それはそらそうです。こちらとしては、詳細については野地課長からもいろいろと説明もいて、林本部長からもいただいていたので、理由についても結構ですので、あと、取りあえず６月19日の総建の協議会でその旨説明されたということは分かりましたけれども、最終的に７月29日に先行取得依頼を公社に対して出されていますけれども、その前の段階で当然決定はされたと思うんですが、大体日程はどれぐらいに決定されたの。

林本総務部長　７月上旬には一応決定したということで。

吉村委員長　７月上旬にここがいいだろうということを決定をされたと。それまでは６か所の候補地の中で、どこかなーってやっていたという形ですね。

林本総務部長　選定したポイントは別によろしいでしょうか。

吉村委員長　もう結構です。それも聞いておりますのでね、既に、ということです。

今回議論に入る前に、ゼロベースでやるよりは一旦報告願ってからやったほうがいいか、それに対する質疑みたいな形のほうが進めやすいかなということもありまして、このような形を取らせてもらったんですが、このことも含めまして、理事者側に対して質疑等、先ほど

は中身について縛っていましたけれども、何か質疑等ありますでしょうか、各委員のほうから。

梨本委員。

梨本委員　ほかの委員さんも、今龝本委員さんであるとか速水委員さんがおっしゃられているように、前向きな議論は本当にこの後、この総建の調査案件で、しっかりと私、していかんとあかんと思いますし、私自身も受援施設、こうしたらええん違うかというのを持っていますので、また、そういう政策提言、しっかりさせていただきたいと思うんですけれども。それと、今回、予算も取り下げられるということなので、この場でしか聞かれへんので、いろいろ聞かせてほしいことがあるんです。

というのは、これ、総建の吉村委員長から開示資料が出てきて、これが議員の皆さんに見てもらうように配付もされています。私、これを見てちょっとショックを受けていることが何点もあるんですよ。これ、本当に手続上の問題で済まされるような話なんかなということがあって、にもかかわらず、市長はあそこがベストやということをまだおっしゃっているんでね。例えばあそこに関して言うと、建築基準法上の問題があると。しかも、これは公社の議事録の中で理事さんから指摘を受けたはるわけですよ。公社の理事さんが、「違法建築、大丈夫なんですか」と。それは、監督官庁、高田土木に確認したら、「そのまま使う分に関しては、通報とかがあったら指導に行かんとあかんけれども、なかったら、別に勝手に動くことはありません」というような返事なんですよ。それをもって問題ないというふうに、あの物件は違法建築問題ないというふうに市としては考えたはるのか。ここ、まず１個目聞かせてほしいんです。

２つ目は耐震です。この間の本会議で新耐震ということをおっしゃったんで、僕も耐震については大丈夫なんや。これ、受援施設ですからね。何か震災が起こったときに、そこが何か被害を及ぼしているとかであれば、市民に対して一切流通ができなくなってしまうんで、ちゃんとしたものでなかったら私はあかんと思うんですよ。新耐震やっておっしゃったんで、これも議事録を読んでいると、建設当初、一番初めに建設したときは建築確認を取っている。それは新耐震です。その後、増築増築されてて、これ、違法部分ですよね。増築増築されていると。この部分に関しては耐震診断したんですか。だって、もしものときに倒れるような物件を買おうとしているんですか。僕、これも、議事録の中で議論したはるんですよ。でも、新耐震やからって。全体のことを言わんと一番初めのことだけを言って、新耐震やからで終わっているんですよ。これ、公社も受援施設を買おうとしているわけでしょう。だから、２つ目、耐震は大丈夫なんかということですよ。ちゃんとはっきり聞きたいんですよ、耐震診断したんかと。

３つ目はアスベストですよ。これ、アスベストはレベルが３やったかな。

吉村委員長　レベル３ですね。

梨本委員　だから、飛散しませんと言うけれども、これも災害時に使うんですよ。昨日も説明があったように、一般質問の中であったけども、マグニチュード８の市民が何百人も死ぬ可能性がある地震のときにも使わんとあかん施設ですよ。何十年に１回かのときに。アスベスト、普

通に使っている、通常使用には問題ないとおっしゃっていますけれども、そんなときは落ちる可能性がありますよね。しかも、建築確認を取ってないわけですから、その辺りどんな建て方をされたかもわからないですよね。当然、スレートが落ちてきたら飛散しますよ。そこで仕事をしているのは誰ですか。職員さんじゃないですか。副市長、そんな職員さんにアスベストが飛散するような可能性のある場所で仕事をさせるんですか、緊急時に。僕、この３つを持って、違法建築、耐震性、アスベスト、こんだけ問題があるのに、市長がベストやというのが分からないんですよ。その３点まず聞かせてください。

吉村委員長　この３点、ご回答をお願いします。どうしますか、すぐにお答えになれないようやったら暫時休憩しますが。

（「ちょっと休憩して」の声あり）

吉村委員長　暫時休憩します。

休　憩　午前１１時２２分

再　開　午前１１時４０分

吉村委員長　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど梨本委員のほうから、土地開発公社が先行取得しました当該物件につきまして、３つ質問がございました。１つは、この質問につきましては、私が開示請求しておりました土地開発公社の文書を梨本委員がご覧になって出た質問ですけれども、その理事会の席で出てきたことについて質問をされております。まず、この建物が理事会で違法建築なのではないかというふうな話があったけれども、この点については問題がないのかという質問が１つ目。それから２つ目に、新耐震だというふうに回答いただいているんですけれども、本当に震災のときに大丈夫なのかということが２つ目。それから３つ目に、アスベストのレベル３であるということも、これも土地開発公社の理事会で確認をされています。地震が来たときにスレートが落ちてきたりとかすると飛散のリスクがあるんだけれども、これについても問題ないのかという３つの質問がございました。それについて理事者側からご回答願います。

林本部長。

林本総務部長　まず１点目の建築基準法違反ではないかという議事録から読み取られた話でございますけれども、その議事録の中にも当然、その辺の回答があったかというふうに思います。まずその回答を申し上げますと、基本的には、まず取得をしてから、そのときの増築部分についての建築確認というのは、当初は確認申請を取られておるんですけども、それについては制度上、確認申請ができないと。ただ、それを今後、将来的に増改築をする際には、それも含めて、その部分を含めて建築確認を取ることでいけるという、問題ないだろうというような多分意見があったかと思います。そこの部分なんですけれども、基本やはりそういう市が取得するに当たっては、当然、遵法性というのはあったほうがいいわけです。ただ、今申し上げましたそういった上級庁、いわゆる監督庁の意見も踏まえて、購入してそれを使うということに対しては問題はないんだろうというふうに考えております。

ただ、建築基準法の是正については、当然、方法というのがあるかと思いますので、それは確認してまいりたいというふうに考えております。これは今後の話になるかと思います。

それと、２点目の増築部分の耐震診断につきましても、これは１問目の質問とリンクすると思います。その部分がある程度解消されれば、それについての耐震診断というのも不要になりますし、今おっしゃいました現時点で、このときには増築部分の耐震診断というのは、これは実際は行っていないというのは、それは今の答弁としてはそういう状況でございます。

３つ目のアスベストの飛散につきましては、やはりどれだけの規模の地震が来るかによって、これは想定の話になってきます。現地も確認させていただきましたが、今の状況であればもちろん使うことに関しては問題はないですが、いざそういった破損等、地震によってした場合については、それは何らかの形のルールをつくって、その際はどういう、これはどこの施設もそういった場合は恐らく使うのが困難になるかと思いますので、そういった判断の基準というのは、これは設けていかないといけないなというふうに考えております。

以上です。

吉村委員長　梨本委員。

梨本委員　今なかなかしんどい答弁やったなというふうに僕は思うんですけど、今までの説明と、今ご説明、部長にいただいたことと、やっぱりちょっとずれているんですよ。というのが、この物件はこのまま使うんですよね。このまま使うと言って買われているわけですよ。だから、その後に違法性を排除するために、もう一度建て直したりとかということは、今の説明の中にはないわけですよね。今までの説明の中には。だから、そういうことも含めて、かなり今までの説明と今回のこの開示資料を照らし合わせたときに、非常に矛盾があるん違うかなと。議会に対する説明に対することと合うてないん違うかなということが結構多いんです。

これ以上答弁を求めてもあれやと思いますけれども、私はやっぱりその辺りちゃんとしとかんかったら、これ、受援施設ですから。何かあったときに潰れたらあかん。やっぱりそこがちゃんとしていなかったら、市民に対して迷惑をかけるような施設として購入しようとしているわけですから、その辺りはしっかりと考えた上で購入していただきたかったなと。だから、市長はベストとおっしゃるけれども、私はこれ、ほんまにベストなんかなって、すごいやっぱり首をかしげる物件やなというふうなところだけ、意見として申し伝えておきます。

吉村委員長　分かりました。

ほかに質疑ございませんか。

谷原委員。

谷原委員　最初に、委員長のほうから、土地購入に当たっての、最初の段階から購入に当たるまでの経緯について簡単に説明してくださいということで、総務部長が答えられたんですけれども、購入の契約のところまでの日付等、なかったので、前半部分はこれまでも聞いてきたところですけれども、今回、先ほど来からある総務建設常任委員長の吉村委員長のほうから情報開示請求されて、かなり詳しいことまで我々知るに至っております。これについて説明がなかったので、改めて総務部長のほうから契約に至るまで、どういうふうなことを踏んできたのかということをもう一回お聞きしたいと思います。先ほどお聞きしたのは、施設の選定のするところまでしか聞いていませんでしたので、その後、どういうふうな流れで市はこれを買ったのかというところをもう一回説明していただけたらと思います。

吉村委員長　それだけですか。日にちとかそこら辺も含めてということですね。

谷原委員　なけりゃないでいいんやけど。

吉村委員長　林本部長。

林本総務部長　ただいまの質問にお答えさせていただきますけど、まず先行取得依頼のほうをさせていただきましたのは、令和７年７月24日となります。土地開発公社の理事会というのでそれを諮っていただきまして、承認いただきました。これが８月５日。そして同日に、市と公社で公共用地取得に関する契約書のほうを締結させていただいています。これは先行依頼取得に関する契約書ということになります。そこから、８月14日に土地鑑定作成業務をお願いしておりました。履行期日につきましては、約３か月近く見ておりましたので、大体その予定よりも若干早くは上がってまいりました。それが10月９日に上がってきております。それを踏まえて土地開発公社の理事会を10月16日に開催させていただきまして、同月の月末、10月31日に、上下水道部のほうに借入れを申し込んだと。12月１日、借入れが実行されたので、12月８日付で土地所有者と土地開発公社が土地建物売買契約を締結したというような流れでございます。

以上です。

吉村委員長　谷原委員。

谷原委員　私、本会議で、土地開発公社についての経営状況の報告、これは市長が地方自治法で義務づけられているものですけれども、その報告があったときに本会議場で質問させていただきました。つまり、令和７年度の時点では、予算が枠取り5,000万だったものが、令和８年度の報告では２億6,000万円、土地を売却して収益が上がるというふうな予算でしたので、その間に補正予算等、補正がなかったのか、予算がなかったのかということを質問いたしました。必要じゃないですかと。それは必要ですという企画部長の話だったと思うんです。私、先ほど来出ている情報開示請求の中の文章に、理事会で補正予算がちゃんと出ているんですよ、補正予算案が。これ、非常に驚いたんです。決裁を理事長がされているんですが、10月16日に補正予算10月補正として、その案が承認されております。

そこで質問ですけれども、これ、議会の報告義務は市長にありますから、理事長は市長に報告せなあかんはずなんですけれども、これは理事長、報告されたのかどうか、これをお聞きします。

吉村委員長　その点いかがでしょうか。

西川課長。

西川企画政策課長　企画政策課の西川です。

間違いなくそれは、ここには、開示請求には入っていないんですけども、市のほうで市長まで決裁いただいて、報告はしておる……。

吉村委員長　報告はしていると、公社のほうから報告はしていると。

西川企画政策課長　はい。

吉村委員長　谷原委員。

谷原委員　３問目になるんですけど、いいですかね。

吉村委員長　認めます。

谷原委員　市長は報告を受けておりますよね。それで、受けているとすれば、12月議会があるわけですから、11月臨時会はありましたけれども、これ、10月16日で、土地開発公社の理事会で決裁をしておりますから、10月補正としてですね。なぜこれを市長は議会に報告されなかったのか、これをお聞きします。

吉村委員長　その理由についてお答え願います。

高垣部長。

高垣企画部長　高垣です。

谷原議員の初日の質問でもございましたように、手続的には公社の理事会で決議を行いまして、市長にまでは報告してますけども、12月議会の補正予算のほうが先に出ていますので、実際のところは、報告するタイミングができなかったということで、12月の補正予算でやっておるので、議会の報告はできなかったということでございます。

吉村委員長　12月、定例会までに日があったと思いますけど、10月からやから、11月の間は報告できなかった理由とかはあったんですか。

高垣企画部長　お答え難しいんですけど、実際、するタイミングをよう図れなかったというところでございます。

吉村委員長　タイミングを逸してしまったということですね。

じゃあ、言いっ放しで。

谷原委員。

谷原委員　しかし、予算執行に当たっては、これは土地開発公社ですけれども、でも、これは100％葛城市の出資団体でありますし、ですから、地方自治法で報告が義務づけられているわけですから、予算執行に関わることなので、補正予算を議会に報告もせず執行したということでありますよね。それは市長から報告がなかった。11月には臨時会もありましたし、議会が開けなくても、全員協議会なりでも、議員さんには、報告事項ですから、これはね。審議事項ではありませんから、それがなかったという。それが私は非常に不適切な事務になっていると。

これ、債務負担行為をやっていたら何も問題なかった。補正予算を、要は議会にも報告せんと実際買ってしまったと、契約まで至ったと。これについては非常に問題があると。これはやっぱり不適正な事務の在り方についてです。私はきちっと真実を明らかにせなあかんと思います。一時的に行政の信頼は落ちるけれども、これをきちっと明らかにすることで初めて行政の信頼は上がる。これはコンプライアンスの基本だと思います。民間企業も含めてね。現在そういう流れですから。私は、不適正な事務がなぜこういうふうな形で起こったのかということについては、議会としてもきちっと明らかにする必要があるなと思います。

これは２つ議員にある義務のうちの、不適正な事務のほうだけしか僕は今言ってませんけども、もちろんそれは別としても、総務建設常任委員会で受援施設については議論をどんどん進めていくということは私は大いにやっていくと。市民さんのためにも、議会としてもそれは当然やっていかなあかんので、いつまでもここで衝突してても始まらないとは思います

のであれですが、それだけ申し上げておきます。

吉村委員長　林本部長。

林本総務部長　今、谷原委員の質問の中で、少し私どものほうから補足させていただきたいと思います。11月に役選の臨時議会が行われた後に、全協を開いていただいたかと思います。そのときに、土地開発公社が今回の当該物件を購入するということについて、一応12月の上旬、そのとき、すいません、上旬という表現ではございましたけども、たしか……。

（発言する者あり）

林本総務部長　８日ですね、12月８日に購入する予定であるということは報告させていただいております。それが十分かどうかというのはまたあれですが、一応そういう報告はさせていただいておりますので、その旨付け加えさせていただきます。

吉村委員長　１個だけ、もうコメントだけ。

谷原委員。

谷原委員　私どもが理事会に出ている補正予算は、ちゃんとした補正予算の文章ですよ。それを出すんが当たり前じゃないですか。今のは言い訳が見苦しいと言わせてもらいます。

吉村委員長　ほかにございませんか。

梨本委員。

梨本委員　そしたら、本当に、あまり細かいことをもうこれ以上ここで言うのもあれだと思うんですけれども、僕はどうも今の谷原委員のことに関しても、やっぱり議会軽視というかね、今回議会無視でずっと進んでいるように思うんです。これに関しては本当に再発防止をしていかんとあかんし、特に今回、単年度で終わる事業を公社かまして、議会の債務負担とか議決なしで突っ走ったということに物すごくやっぱり問題があると思うんですよ。

１つだけ指摘させてもらうと、今まで債務負担を組んでなかったんは、組まれへんかったんは、幾らか分からんから。その物件が幾らで組んだらええか、債務負担行為の金額が分かれへんかったからっておっしゃるけれども、実際開示資料の中で出てきている、土地開発公社が不動産鑑定してもらうときには３億円って出ているじゃないですか。３億円で見積りをもらったはるじゃないですか。それで議会には、何ぼか分かりませんでしてんって、これは僕、通じひんと思うんですよ、こんなことは。それやったら見積りも、金額分かれへんので出したはんのやったら分かるけれども、見積りは３億で出している、議会には何ぼか分かりませんねんって、こんな説明はないですよ。

だから、これは本当に僕自身、ここでこんな話、総建の中でするのは嫌なので、総建は前向きな話をしていただくと。ただ、今回、僕、議事録を読んだ中で、法違反を職員さんが認識しているにもかかわらず、組織ぐるみでやってないかって、そんなふうに疑っているんですよ。あと、この購入の過程。先ほども副市長からのお声がけで入ったと言うけれども、副市長は一応理事会の公社の理事長ですからね。そういう利害関係がある可能性がある方が仕切っている会議とかで決まっていることもある。だから、購入過程もすごく不明なんですよ。あと、最終的には、私、これ、市に損害を与える可能性があると思っています。その利息の部分も含めて。これは本当にそんな簡単な問題ではないし、内容が他団体にも及ぶんで、総

建の調査案件でやるような話じゃないですよ。私は、これは調査委員会でもつくってもらって、委員長、議長と相談していただいて、ちゃんとこのことを、どういうふうに結末を持っていくんか、精算するんか、そして再発防止どうするんやっていうところまでちゃんとやっていただきたいと、このことだけ委員長に要望しておきます。

吉村委員長　梨本委員からの要望がございましたので、また議長と相談させてもらって、取り計らいをさせていただくということでよろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

谷原委員。

谷原委員　梨本委員のおっしゃるのは百条調査委員会のことですか。

（「それを含めて考えたら……」の声あり）

谷原委員　私も行政の不適切な事務について、それを調べて、再発防止も含めて嫌疑できるのは百条調査委員会だと思います。弁護士もつきますので、法的な整理のところも専門的に助言もいただけるし、私も可能性があるんだったら、やっぱり議会の使命を果たすために、百条調査委員会は議会に与えられた大きな権限ですから、乱用してはいけませんけれども、今回、議会に対して、行政のほうが、見積り金額が３億円という、この３億円というのが出ているんですよ。債務負担行為のとき、さんざん議会で議論したときに、「それは出せません。土地鑑定価格が分かってからじゃないとできません」ということだったんだけど、補正予算も３億円って出ていますのでね。私は、議会が議会独自としてきちっと調べていくと。調査案件で常に理事者側から答弁をもらうんじゃなしに、議会は議会の権限としてきちっと調べないと、今回についてはやっぱり議会の権威を保つことはできないと思いますので、乱用はしてはならんと思いますけども、事務を適正に、どうだったかいうことを明らかにして、今後そういうことが起きないようにするという観点から、私も何らかの形で調査委員会、百条が一番いいと思いますけども、検討していただけたらと思います。

吉村委員長　今し方、谷原委員、梨本委員から出たことにつきまして、そのことも含めて、また、議長とも相談させていただくように承りましたので。

ほかにございませんか。

西川副委員長。

西川副委員長　僕、これ、意見になりますけども、先ほど建築基準法違反であるとか、出てきております。今、遵法性の手続違反という形ですので、まだそれが確定するということではないとは思っておりますけども、鑑定書を見るに当たっては、それが高いという判断をされているんですね。そのときに何らかやっぱり市が、今回予算で上げてこられたら、それはなかなか厳しいと思います、やっぱり今回の話では。そやから、それを整理する意味でも、今回下げられたんかなという僕、感覚は受けておるんですよ。知りませんで、どういう理由かというのはね。それで、ここが必要やということであれば、手続上、次の確認、何かしらの確認申請を取るとかいう話を、増築してからまた改修をしてというのもありますけども、やり方としては12条５項という建築基準法の是正報告、計画というやり方もございます。そやから、それも含めて、やっぱりハードルはいろいろと高いと思いますよ。思いますけど、でも、あ

そこがええと、場所的にもええし、立地も優れているとおっしゃるんならば、そういうこともクリアしながら、次また新たなところも含めてね。これは僕は今政策提言の話をしていますよ、議会のいうね。

そやから、そういうところを含めてこの受援施設の在り方をしっかりと、この総務建設委員会で丁寧にゼロから議論していただけたらと。それがどうしてもかなりいろいろと条件厳しいなとなれば、転売という可能性もなきにしもあらずですよ。そやから、その辺も含めてゼロベースでやっていっていただいたら、丁寧に議論していただければええかなと思います。百条の云々の話については、ここでは僕は控えさせてもらいますけど、慎重にしたほうがええかなとは思います。

以上です。

吉村委員長　ほかに意見等ございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

吉村委員長　ないようであれば、ちょうど今12時、正午を超えましたので、ここで休憩に入りたいと思いますが、午後１時30分から会議を再開したいと思います。

休　憩　午後０時０５分

再　開　午後１時３０分

吉村委員長　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、２、葛城市空家等対策計画案に関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告願います。

高垣企画部長。

高垣企画部長　企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

令和６年度から令和７年度にかけて、複数年契約により事業を進めていました空家等対策計画（案）につきましてご報告させていただきます。

令和６年度に空き家等の実態調査を実施し、令和７年度については空家等対策計画の素案を作成した後に、令和７年９月議会での総務建設常任委員会協議会において空家等対策計画（案）をご報告させていただきました。その後、令和７年10月31日から令和７年11月28日までパブリックコメントを実施いたしましたが、特に意見等はございませんでした。

このたび、葛城市空家等対策計画が完成いたしましたので、その内容につきまして、企画政策課長よりご説明させていただきます。

吉村委員長　西川企画政策課長。

西川企画政策課長　企画政策課の西川です。よろしくお願いいたします。

それでは、資料として配付しております、３、葛城市空家等対策計画について説明をさせていただきます。全て詳細に説明しますと長時間にわたりますので、ポイントを絞って説明いたしますが、少し長くなりますことをご了承ください。

まず、１ページをお開きください。まず１ページには、第１章、総則として、１－１、計画の背景と目的を記載しております。

次のページ、１－２では、本計画の位置づけを、また、次の３ページ、１－３では、計画

の対象とする地区を、１－４では、計画の対象となる空家等の種類を記載しております。１－５、計画期間につきましては、本計画は令和８年度から令和12年度の５年間とします。ただし、状況等の変化により見直しの必要がある場合は、計画内容の改定や計画期間の延長も検討したいと考えております。

続きまして、第２章、現状と課題についてです。

８ページをお願いいたします。令和６年度に実施しました２－２、空家等実態調査による現状です。本計画を策定するに当たりまして、実態調査を実施しております。その概要について、①から⑥の順番に実態調査を実施しましたので、説明いたします。

次のページの①机上調査及び基本データの作成についてです。平成29年度の実態調査時の情報、また、現在の水道使用料及び閉栓情報、市役所に寄せられた空き家の情報から、まずは926件の空き家を抽出いたしました。その情報を基に、市内44地区の区長様にもご協力いただき、明らかに空き家でないものにつきましては除外し、619件を調査対象として抽出いたしました。下の表４は、各地域別の調査対象物件となっております。

続いて、10ページの②調査判定台帳の作成についてです。表５の外観目視による空家判定基準に基づきまして、調査員による判断の違いが生じないよう、調査判定台帳を作成いたしました。

続きまして、③、次ページの現地外目調査でございます。調査対象の619件について、令和６年10月３日から11月15日の間で外観目視調査を実施いたしました。

表７につきましては、地域別の空き家の件数でございます。調査対象619件のうち、実際に目視した結果、540件が空き家に該当するという結果でございました。

続きまして、14ページ、④の不良度判定業務でございます。外観目視調査の結果、空き家と確認できました建築物につきまして、不良度判定基準に基づき、ＡからＤまでの不良度ランクを判定しております。その結果が、表10の外観目視による不良度判定結果でございます。Ａ、Ｂ判定であれば、建物をそのまま、もしくは一部補修で十分活用できると思われ、Ｃ判定になると、複数補修した上で利活用の可否の判断が必要である。Ｄになりますと、外観でもう利活用が難しいと判断しております。その結果、540件中、利活用できるであろうＡ判定が122件、Ｂ判定が223件、Ａ、Ｂ合計で345件、Ｃ判定が158件、Ｄ判定が37件という結果でございました。

続いて、17ページをお願いします。空家等に関するデータベースの作成でございます。調査結果をエクセルで電子データとして作成しております。

次のページの⑥所有者意向調査、アンケート調査でございます。空き家と判定された540件のうち、所有者が判明した434件のうち、所有者の重複等や相続人不明等を除きまして、420件について管理実態及び利活用に関するアンケート調査を実施いたしました。

下の表11がアンケート送付・返送状況になっております。結果、164件について返送があり、調査に回答いただきました。

続きまして、20ページをお願いします。アンケート調査結果についてもご説明いたします。表12にお示ししております内容は、164件のうち、そもそもこの建物が空き家なのかどうか

という前提認識についてご回答いただいた結果でございます。何らかの理由で少しでも活用しているなどといった分を除いた111件について、次のページ以降のアンケートに回答をいただいております。ここから先の案件については、母数が111件ということになっております。

アンケートの内容を一部ご紹介いたします。

23ページ、下側、「本物件を日常的に使用されなくなった理由はなぜですか」の問いに対しまして、「６、居住者が死亡されたため」というのが一番多く、31％を占めております。また、「７、その他」の割合も大きくなっておりますが、多かった意見として、「居住者が施設入所した」、「相続したが、そもそも使っていない」といった意見がありました。

続いて24ページ、問い３－２、「本物件の管理で困っていることはありますか」の問いに対しましては、「１、建物の老朽化」、「３、防犯面が心配」、また、「６、荷物の処分が多い」結果となりましたが、一方で、「８、困っていない」という回答も41件と、一番多い結果になっております。

続いて、25ページの問い４－１、「現在、物件についてご要望はお持ちですか」という問いに対して、「１、将来住みたいと考えている」、「２、手放すことは考えていなく、管理をしていく」、「３、売却を考えている」という回答が多くなっております。

続いて、27ページの問い５－１、「本物件の利活用、賃貸・売買を考えますか」の問いに対しましては、「１、考えていない」との回答が多くなっておりますが、「２、考えてみたい」、または、「４、不動産会社に依頼している」という回答も多くなっております。

次に、28ページ、２－３、課題分析といたしまして、これらのアンケート結果を踏まえて、緑色の字で書いております、１つ目が空家の発生抑制、２つ目が空家の利活用、３つ目が所有者不明空家等への対応、４つ目が管理不全空家等への早期対策、最後に市の体制整備、これら５つの取組をしていく必要があると考えました。

続きまして、29ページ、３章、空家等に関する基本方針についてご説明いたします。

先ほどご説明しましたアンケート結果を踏まえまして、本計画で５つの基本方針を立てました。

30ページをご覧ください。基本方針１として、空家等の予防・適切な管理の促進でございます。

まずは３－２－１といたしまして、所有者等の空き家等に対する意識を高めるよう、広報誌やホームページなどで関係制度や相談窓口等の周知を実施いたします。

また、３－２－２といたしまして、相続登記の促進です。相続登記につきましては、令和６年４月１日より義務化されており、不動産を相続することを知った日から３年以内に相続登記を申請する必要があり、罰則規定もございますので、所有者が死亡された際の窓口手続の際などにしっかりと案内を行うよう努めてまいります。

続きまして、31ページをご覧ください。基本方針２、空家等及び跡地の活用の促進でございます。

３－３－１、空家等の利活用の促進といたしまして、空家等に係る情報提供については、

具体的には、緑枠で囲いました３項目を行っていきたいと考えております。

続いて、（２）の利活用可能な空家情報の提供といたしまして、緑枠のマル、空き家バンクによる活用支援、次のページの空き家等関連団体の連携による活用支援、最後の緑枠の部分で、空家等の活用促進のための補助金等の検討を行っていきたいと考えております。

続いて、33ページ、基本方針３になります。こちら、午前中、速水委員よりご質問いただいた部分でございます。所有者不明空家等への対応でございます。

現在、税務部局と連携いたしまして、固定資産の情報による所有者の特定を実施しておるところでございますが、相続人不在や居所不明の場合などの状態が長く続き、状態の改善が見られない場合には、空家特措法第14条の財産管理制度を活用いたしまして、その状態に応じて、下記の緑枠で囲っております４つの制度についても活用を検討していきたいと考えております。

続きまして、34ページ、基本方針４、管理不全空家等、特定空家等に関する措置でございます。

まず、３－５－１といたしまして、空家等に対する必要な調査及び判断でございます。空き家等に係る実態調査や地域住民からの相談、通報等により、適切に管理が行われていない空き家等に係る具体的事案を把握した場合に対して、必要な調査について記載しております。

まず、通報等がございましたら、①の外観目視調査を実施いたします。

続きまして、外観目視調査の結果、適切な管理が行われずに周囲の生活環境に支障を及ぼしていると認められる空き家等については、②の所有者等調査を実施いたします。

続きまして、35ページ、③所有者等への情報提供、適正管理の依頼を実施します。

流れといたしまして、まず、所有者に対して現在の現状を文書等でお伝えさせていただき、管理を適切にしていただきたい旨のご依頼をいたします。改善が見られない場合も、繰り返し適正管理の依頼、助言を行います。特定空家等の候補となる空き家等に対しましては、④立入調査等を実施します。なお、判定につきましては、本計画の61ページに、葛城市内における管理不全空家等及び特定空家等の判断基準指針等に基づいて実施します。

次に、36ページ、⑤特定空家等の判断でございます。

立入調査の結果を踏まえ、判断基準に基づき、建築に詳しい職員や外部専門家によります総合的な判断により、特定空家等の認定を実施いたします。具体的には、葛城市空家等の適切な管理に関する条例の第６条で規定しております葛城市空家等対策協議会において、意見を聞いた上で認定することとなっております。

続いて、37ページ、３－５－２、管理不全空家等に関する措置でございます。

適切な管理が行われていないことにより、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあり、管理不全空家等と認められたものについては、法に基づく措置を行うとともに、所有者等における自発的な状態の改善を促します。

まずは①として指導させていただき、指導をしても改善が見られない場合は、②の勧告に移行いたします。なお、下の３行に記載しているとおり、一般の住宅は、地方税法の規定に基づきまして住宅用地特例を受け、固定資産税が減額されているところでございますが、こ

の勧告措置で税務部局と連携をし、その住宅特例措置の対象から除外いたします。

続いて、38ページの３－５－３、特定空家等に対する措置でございます。

特定空家等の認定については、法に基づく措置を迅速に行うとともに、措置を進める中でも、所有者等における自発的な状態の改善を促します。具体的に、まずは①の助言または指導を実施します。これに応じない場合は、この先の勧告を実施する可能性についても行うことがあることを通知します。

次に、②勧告を実施します。勧告では、まず文書により勧告を実施いたします。続いて、固定資産税の住宅用地特例対象除外に係る説明を勧告文書に記載いたします。これは先ほどの管理不全空家等に係る措置と同様の内容でございます。また、この勧告に応じない場合は、今後の措置に関する説明を実施し、39ページの③命令を実施する可能性があることも記載いたします。

続いて、この③の命令ですが、勧告したにもかかわらず、勧告に係る措置を取られなかった場合について、特に必要がある場合は、相当の猶予期限をつけて勧告に係る措置を取るように命令を実施いたします。命令の際には、最終的に公示を行い、もしこの命令に違反した場合は法律に違反したものとして、裁判所手続の下、50万以下の過料に課される場合がございます。

また、下段に記載している災害その他非常の場合における緊急安全措置でございますが、こちらについては、先ほど葛城市空家等の適切な管理に関する条例の第１条で説明した緊急安全措置ではなく、特定空家等と認定された建物について、災害その他非常の場合において必要な措置を取る必要があると認められ、なおかつ、空家特措法第22条第３項から第８項、いわゆる上記の３、命令をするいとまがない場合につきまして緊急安全措置を行います。また、措置に要した費用につきましては、行政代執行法第５条及び第６条の規定に基づきまして、市が当該特定空家等に係る命令対象者から徴収いたします。

続いて、40ページの④代執行でございます。

先ほどの命令を受けた者がその措置を履行しない場合、履行しても不十分な場合、または、履行しても期限までに完了する見込みがない場合は、行政代執行法に基づき、周辺の悪影響の程度と切迫性等を総合に判断し、必要に応じて代執行を行います。まずは文書により戒告を実施いたします。こちらで相当の期限を定めまして、その期限までに履行されない場合は、次の代執行の通知をいたします。そして、執行責任者証を交付し、実際の代執行が終わりましたら、最後に代執行に要した費用の徴収を行います。

最後に⑤略式代執行でございます。

こちらは必要な措置を命ずる場合において、所有者等を確知することができない場合において代執行をする手法でございます。こちらも後々所有者が判明した場合には、所有者に措置に要した費用を徴収いたします。

41ページにつきましては、ただいま説明いたしました空き家調査、管理不全空家等の対応、特定空家等の対応について、フローチャートとして取りまとめたものになります。

続きまして、42ページの３－５－４、関係法令に基づく措置についてです。

42ページに記載しております、（１）葛城市空家等の適切な管理に関する条例第１条において、独自条例で緊急安全措置を講じることができる旨を規定しております。

次に44ページをご覧ください。基本方針５、体制整備についてでございます。３－６－１、空家等に関する対策の実施体制といたしまして、（１）市役所の庁内における連携体制を記載しております。

45ページ、（２）では民間事業者との連携、（３）では空家等対策協議会との連携でございます。空家等対策協議会については、令和８年４月以降、組織化をする予定でございます。

次に、46ページ、第４章、今後に向けてでございます。本計画の達成度をはかるため、成果指標を設定しております。

真ん中の表をご覧ください。まず、空き家の数といたしまして、令和６年度現状値の540件に対して、目標年度の令和12年度には現状維持を目指します。この目標を達成するために、①管理不全空家等の件数を令和12年度に15件、特定空家等の件数を令和12年度にゼロ件、さらに③として、市で実施しております危険空家等解体工事補助金の件数を、現状の令和３年度からの累計５件を令和12年度には15件という目標設定をしております。

最後に、資料といたしまして、47ページ以降に、空家等対策の推進に関する特別措置法、また地方税法の抜粋、また、61ページ以降に、葛城市内における管理不全空家等及び特定空家等の判断基準指針について記載しております。

今後は、本計画、条例を実効性のあるものとして運用し、市民の皆様が感じられる空き家の不安等を解消できるよう全力で取り組んでいきたいと考えております。

以上が葛城市空家等対策計画の説明となります。よろしくお願いします。

吉村委員長　ただいま報告願いましたが、まず、速水委員、33ページを使って説明をいただきましたけども、もしこれに関することとかでご質問があれば、先にどうぞ。

速水委員。

速水委員　その件で更に少し掘り下げさせていただきますけれども、例えば地主さんがいらして、要は借地権で借りられている方、またそういう家って、実際あった事例なんですけれども、建物登記されていない古い建物が多いんですね。その場合の対策というのはどう考えておられますでしょうか。

吉村委員長　西川課長。

西川企画政策課長　建物の場合は、多分実態に即していかなければいけないのかなと。例えば税務課と連携して納税通知書を誰に送っているのかとかというのを判断した上で、検討していきたいなと考えてはおります。

吉村委員長　速水委員。

速水委員　その件、それに関しまして地主さんも今度絡んでくると思いますんで、当然のことながら。借地権って大体70％で計算されるんでしたかね、たしか。住んでいる権利というものがいろいろあったと思うんですけれども、その点に関しましては。

吉村委員長　西川課長。

西川企画政策課長　申し訳ございません。今現在、うちの市においてそういった事例がないので、お

答えにくい状況ではございますので、今後またそういった事例も出てくるかもしれないので、研究していきたいと考えております。

以上でございます。

吉村委員長　ほかにございませんか。

鷭本委員。

鷭本委員　34ページの①の外観目視調査に関わってくる部分なんですけども、地震とか台風時に老朽空き家が倒壊するおそれがあると思うんですけども、こういった危険な空き家に対して優先的に対応するようなお考えとかいうのはあるんでしょうか。

吉村委員長　西川課長。

西川企画政策課長　企画政策課の西川です。

例えば何件か寄せられた場合については、危険度に応じてやっぱり対応していく必要があるのかなとは考えてはおるところですが、なかなかそこまでの判断基準については、今この計画では持っていないような状況になります。

吉村委員長　鷭本委員。

鷭本委員　引き続き検討のほうだけ。見てても、台風でいつ屋根が飛んでいくかもわからんような家もあると思いますんで、また検討のほうをお願いします。

吉村委員長　ほかにございませんか。

谷原委員。

谷原委員　タブレットになりますので時間がかかってしまうかもしれませんが、ご容赦願います。25ページです。アンケート調査結果ということであるわけですけれども、実際、目視して空き家であろうというふうに確認して居住者に連絡を取ると。アンケート結果が返るわけですけれども、22%の人については、日常的に人が居住している、空き家でないとなっています。ほかのアンケートを見ましたら、月に１回帰っているとか、荷物を置いているとか、仏壇があるのでとか、そしたら、所有者の人はそれは空き家というふうに認識していない。定期的に戻っているということが可能、そういう考え方で、目視では空き家であろうというふうになっているのに、このアンケートでは22%もの方が、いや、そうでもありませんよと、空き家ではありませんというふうな認識になっているのか、ちょっとここが気になりましたので、分かる範囲で結構です。お答え願えたらと思います。

吉村委員長　まずこれが１つ目ですね。

谷原委員　まず１つです。それから32ページになります。課題分析のところで、空き家が出てからでは、これは大変な作業になるということで、今住んでおられる方がいらっしゃる間に、空家の発生抑制ということで幾つか書いておられるんですね。つまり住んでおられるときから、いろいろと相続のお話をしてみたりとか、空き家が発生しないようにいろんな取組をやろうというふうに……。

吉村委員長　今、谷原委員、ＰＤＦのページをおっしゃっているんですけど、下のほうに理事者側のほうにノンブルというか、下に振っていますので、今おっしゃっているのは28ページですね。

谷原委員　ＰＤＦではなくて……。

吉村委員長　だから、１つ目のページ数もちょっと違うわけですね。

谷原委員　そうですか。申し訳ないです。じゃあ、２ページ足したらええわけやね。だから、27ページのアンケートですね。

吉村委員長　１つ目は27ページ……。

谷原委員　ＰＤＦのページ数で言っていたんですが、27ページになるんですかね。よろしいでしょうか。

吉村委員長　もう一回、１つ目から行きましょうか。

谷原委員　資料で20ページです。表12。

吉村委員長　表12のアンケート回答ですね。

谷原委員　はい。その建物に日常的に人が居住している、空き家ではないと。こちら、目視では空き家だろうということでアンケートを取ったけれども、返送がこういうふうになっているということで、あと、ほかのところを見ますと、使用状況についてということでアンケートが幾つかあるんですけれども、例えばＰＤＦの23ページのところに、本件をどのぐらい頻度で使用されていますかと。23ページの問いの２－２ですね。そしたら、ほとんど使用してない、数年に１回程度と。でも、これでも空き家とは所有者、意外と認識されていない可能性があろうかと思うんですね。だから、非常にそこら辺がどういうふうな判断になるのかなと思うんですね。目視では空き家だろうと。実際送ってみたら、意外と空き家でないという回答があるので、これ、大変なことになるのかなと、実際作業してもですね。こちらは空き家だろうと思っても、そうでないという判断があるという、その違いをどう考えていらっしゃるのかということをお伺いしたいんです。

吉村委員長　もし具体的な指標があるんであれば、それを示してくださいということですかね。

谷原委員　そうですね。

吉村委員長　これをもって空き家とするというラインがあるのであれば。

谷原委員　そうですね。だから、そちらで判断するときに、何をもって空き家ということで進めていくのかいうことですね。所有者が、例えば仏壇を置いているだけでも空き家じゃないということはあり得ますから。そういうことに対してもどうなのかと。空き家としないのかするのかとか、非常に難しい問題があろうかと思います。

それから、ＰＤＦの28ページの。

吉村委員長　ページ数の28ページですね。

谷原委員　28ページの空家の発生抑制ということで、居住中から将来を見据えた準備ができるよう、所有者等に対し関係制度の周知を図ることと。これは非常に大事だと思います。どういうことを計画ではお考えになっているのか。後の表を見ると、都市計画課あたりが中心になるようですけれども、実際、私どもで相談であるんですよ。相続をしたいと。息子さんが結婚されてなくて娘さんが外へ出ているんだけど、息子が家がなくなるから、親が亡くなった後、ちゃんと継げるようにしてほしいとか、１人の方が相続を、これ、誰にどこへ持っていったらいいでしょうかとかね。例えば身寄りのない方が１人で住んでおられて、亡くなられたら空き家になるわけですけれども、それ、どうしたらいいでしょうかというご相談はあるんで

すね。でも、それは空き家にまだなっていないので、空き家対策の窓口では、行こうというふうにご本人たちも思わないので、これは空き家対策の前段階の空き家を発生させないための何かの取組は、分かりやすい窓口なり、分かりやすい市民の周知の名前なりをつけないと、空き家になってからということになると、これは大変な作業になるので、できるだけ生前にご協力していただくという、この空き家対策の発生抑制も非常に大事だと思うんですけども、何か計画の中でほかに具体的にこんなことを考えているということでも結構ですので、あるいは窓口のことも含めて、それをどう考えておられるかお聞きしたいと思います。

それから、これは３つ目ですけど、32ページのところです。空き家関連団体等との連携による活用支援ということで、葛城市は連携協定をそれぞれの団体で結ばれたと思うんですけども、実際にはどういうふうな仕組みになっていくのかと。実際どういう利用ができるのかということを、この３点お願いいたします。

吉村委員長　西川課長。

西川企画政策課長　企画政策課の西川です。よろしくお願いいたします。

まず、この空き家の定義なんですけども、法律の第２条に規定されておりますこの空家等とは、建築物またはこれに付随する工作物であって、居住、その他の使用がなされていない状態であるもの。常に利用されていない、または、その敷地にあるもの及びその敷地をいうという定義をされております。外観目視調査の結果、恐らく住んでないであろうということで、日常的に住んでないだろうということで判断して、空き家のこのアンケートを送ったと思われます。この日常的にというのがどのレベルまでかというのが、そこまでアンケートでは把握はしておりませんので、その点については、詳細については分かりかねます。

２点目、方法ですね。どのような周知といいますのは、まずはホームページ等で周知は、今現在もしておるんですけども、また、こういう条例ができました、こういう計画ができましたというのは掲載させていただく予定です。

あとは、広報のいつもでしたら毎年６月号に掲載はしておるんですけれども、今回５月号で、また掲載を考えていきたいなとは考えております。

あとは、これも費用がかかることなので、また相談しないといけないんですけれども、例えば固定資産税の納税通知書にそういう旨を入れるというのも１つの方法ですので、それについては今後検討していきたいなと考えておるところでございます。

３点目の協定の仕組みですね。先般、連携協定を締結いたしましたその仕組みなんですけれども、まずは所有者のほうから売りたい、または賃貸したいというご依頼がございましたら、市役所のほうにございましたら、市役所のほうで個人情報の提供の同意書というのをいただこうかなと思っております。同意を得れましたら、宅地建物取引協会と全日本不動産協会にその情報を投げて、少しでも高く売れる、利活用しやすくなるようにしていきたいなと考えておるところでございます。

以上です。

吉村委員長　谷原委員。

谷原委員　ありがとうございます。空き家ということの定義が、行政の考えている定義、法律での定

義と、住民さんが考えているのがギャップがあると思うんです。そのことが空き家のいろんな取組に非常にそごを来すということが出てくると思うんですね。特定空家の指定についてもそうですし、そういうことがあるので、ここは啓発をやっぱり定期的に住民さんに理解していただくということが必要だろうと思いますので、これは要望ですけども、それをぜひお願いしたいと思うんです。

２つ目のところですけれども、分かりやすい窓口をつくられることはないでしょうか。今は空き家対策については、企画政策で空き家対策いうことなんですけど、空き家対策ではなくて、おうちの困り事ですよね。将来、空き家になるかもわからんという、相続も含めたことに対して要望を、言葉が僕も思い浮かばないからあれなんですが、何らかの分かりやすい窓口で周知をしないと、なかなかこの要望のところで相続も含めたこと、それから売却についてのこと、非常に困っている方、おられるんですよ。空き家になる以前に、空き家になってしまうかもしれないから何とかしたい、どこへ行ったらいいというところで、窓口、せっかくいい予防のいろんなメニューも書いておられるので、それについては何かお考えがあるのかなと、ちょっとどんなもんかなということでお聞きします。せっかくいいサポートのメニューも書いておられるので、それが周知できるように何かないかなと思うので、よろしくお願いします。

それから、最後、広報のことですけれども、固定資産税の納税者の方に通知を入れると。これ、すごく有効だなと思うんですね。要は、軽減措置がなくなるよと。今だったら建物を建ててたら固定資産税が安くなりますけど、空き家となれば軽減措置がなくなるから、跳ね上がるからね。だから、こういうことの中でも丁寧に。そうすると意外と、今住んでおられる方も、こういう問題があってここに相談したらいいなということもあろうかと思うんでね。そうなったらピンポイントでいくと思うんですよね。いわゆる広報だけじゃなくてね。何かそんなことも考えて。これはご要望として。

質問は１つお願いします。

吉村委員長　高垣部長。

高垣企画部長　谷原委員のご質問なんですけども、資料のほうの44ページに、空家等に関する対策の実施体制で、庁内における連携、この部分で連携して現在のところは対応していくという流れで計画を策定させていただいております。ですので、１つの課に集約できるのかなども含めまして、これから研究していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

吉村委員長　谷原委員。

谷原委員　これを見ますと、主に都市計画課となっておりますから、だから、何か窓口の名前を、相談窓口がどこかということを分かりやすくしていただきたい。空き家ということではないからね。住んではる人に対してだから。空き家予防いうのも変やけどね。いろいろとぜひ、そこへ行けばご相談ができるということを取り組んでいただけたらと思います。

吉村委員長　そうですね。これが啓発と並ぶような、そういった空き家のことに対する抑制の効果を生み出すという形になろうと思いますので、ぜひお考えいただけたらと。もし何かやってみるよというようなお答えがあれば。いいですか。いいですね。

ほかにありますか。

西川副委員長。

西川副委員長　僕のほうで31ページなんですけど、特定空家とかに関しては、いろいろときっちりまとめられていて、特措法に基づいてこうやって市で、しっかりと計画を立てていかれる順序というのもこれで大体分かったんですけど。僕、31ページにある利活用可能な空家の情報提供、空き家バンク制度。従来ずっと空き家バンク制度はあるんですけど、あんまり機能していませんよと僕、ずっと一般質問でも話しさせてもらっていましたし、122件利活用できそうな物件があるということです。高垣部長のほうにも、燕さんじょう亭というところに１回来てくださいということで、こういう利活用をされていますよとかいうことも含めて、１回見にも来ていただいていたと思います。

この空き家バンク制度を推奨されていくのもいいんですけども、前、協定を結ばれましたやんか、不動産の奈良県宅建取引業協会。そやから、この辺と、結ばれたんはええねんけど、その内容が分からなくて、どういうふうなことをされていくのかというところを聞かせていただきたいと思いますね。

それと、あと、同じページになるんですけど、危険空家等解体工事補助金って今現在あるんですけど、これ、内容を、僕もうろ覚えで１回相談があったときに、ちょっと使いにくかったような気がしたんです。これ、内容をもう一回教えていただきたいなと思います。

吉村委員長　以上ですね。それでは、補助の内容とか、もう一回お願いをいたします。

西川課長。

西川企画政策課長　企画政策課の西川です。

まず、利活用の点で、現在、令和７年10月10日に株式会社アルバリンクというところにも連携協定をしております。あと、先月、２月27日に奈良県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会奈良県本部とも連携を協定し、市といたしましては、例えば空き家を売りたいとか、そういう相談があれば、活用できるチャンネルを広げるほうがいいかなと思っております。また、この不動産協会奈良県本部と奈良県宅地建物取引業協会、こちらについては現在、空家対策計画委員として入っていただいているんで、そういった連携も密に取れるんじゃないんかなとは考えておりますので、今後も引き続きいろんな利活用を検討していきたいなと。

また、この計画を策定することによりまして、使える補助金というのも若干増える可能性もありますので、そこら辺はまた今後、少しどういった事例があるんかとかは研究していきたいなとは考えております。

あと、空き家の補助金ですよね。

西川副委員長　解体ね。

西川企画政策課長　解体ですね。解体は一旦、制度は見直した……。

西川副委員長　そうでしたね。連絡してもらった……。

吉村委員長　もう一回。

西川副委員長　たしか使いにくいという形で１回見直していただいたんですね。それのもう一回内容を教えていただきたいなと思って。これと要はどうリンクしてんのかというところですよね。

あれ、恐らく、ごめんなさいね、そこの敷地にあるやつ全部解体をせんかったら、この補助金は使えんかったとか、そんなんやったような気がしたんですけど。要は敷地全て、植栽から何からね。

吉村委員長　これ、１回目の質問ということで。

西川企画政策課長　たしか以前はそうやったと認識しております。ほんで、見直した内容は、危険な部分だけ解体しても補助金が出るように改正した。要綱等を今持ってないんで、たしかそうやったのかなと認識しております。

吉村委員長　続いて。

西川副委員長。

西川副委員長　ごめんなさい、うろ覚えでちょっと確認した。ですから、それを言いたかって、もし変わってなかったから、要は使いにくかったんですよ。危ないなってなっていても、敷地の中に危ない箇所と危なくない箇所の、ほんで空き家もある、そこの使われてない離れとか、古い家やったら、そういうのがあって、そこだけ潰したいねんけどというときが使えんかったということやったんですね。そうそう、ほんでそれを見直していただいたと。分かりました。

ほんで、先ほど宅建協会とか連携して、また空き家の流通とか、今122件あるというところなんですけど、これを例えば情報をどういうふうに提供をされていく。例えば建築屋さんとか不動産屋さんとか、まちの不動産屋さんもありますよね、葛城市にもね。そういうところが例えば購入してリフォームとかしたら、流通していきますやんか。これがそういう連携をしていくためのものなのか。要は、どことマッチングさせていくんかなというところなんですよね。エンドユーザーに向けてマッチングさせるのか、そういうシステムになっているのかね。その辺が分かりにくかって、122件もあるのにどういうふうなマッチングの仕方、これ、空き家バンクもそういうことなんですよ。マッチングをしていくための制度なはずなんですけど、なかなかそれが追いついていないと。ここが協会とか、それが入ることによって、もちろん最後はエンドユーザーさんに購入してもらうところへ行くんですけど、その前段階に仲介屋さんであるとか、リフォーム屋さんであるとか、そういうところにもどういうふうな情報提供の仕方ができていくのかというところが要は気になるんです。多分、結構そういう業者さんは多いと思いますよ。リフォームして、そこからまたエンドユーザーさんを見つけてというところね。そやから、その辺の仕組みをどう考えられているんかなというところを聞きたかったんですけどね。

吉村委員長　その辺り、流れですね。

西川課長。

西川企画政策課長　企画政策課の西川です。よろしくお願いいたします。

まずはこのアンケートの25ページ、物件についてやはり売却を考えている、または賃貸を考えているというところに対しては、空き家のこちら、データも持っていますので、その人に対してはアプローチはできるとは思うんですけれども、一方で、将来住みたいと考えているでありますとか、手放すことはなく管理していくという方に対して、そこまで踏み込んだ

ことはなかなかしにくいかなとは考えておりますので。まずは売却を考えていて、そういう相談があれば、もちろん情報提供はしますし、こっちからもどういった方法ができるのかというのは検討していきたいなとは考えておるんですけれども、所有者の意向というのはやはり当然あるのかなというところは今認識しているところでございます。

吉村委員長　西川副委員長。

西川副委員長　分かりました。売却を考えているって言うたら情報公開しても、例えばいいけども、まだそこまで考えられてないと言うたら、なかなかプライバシーの問題もあるしというところなんですね。なるほどね。分かりました。そやけど、売却を考えられているところについては、不動産のサイトとか、いろいろあると思うんです。レインズという大きいサイトとかね。そういうところにも載せる可能性もあるんかなとは思うんですけど、そういうところで情報をもらっていくんかなと。そやから、それをどう活用すんねんというところなんですよ。空き家を見つけるのはええけど、結局そこをマッチングさせるのに、葛城市はそこがむちゃくちゃ、空き家バンクの制度は弱かったんですよ。せやから、今提携されたところとどういうふうなマッチングをさせていくんやというところが、今答弁で聞いててもなかなかまだ構築されてないのかなというところですね。それを検討していってください。

吉村委員長　分かりました。

ほかにございませんか。

谷原委員。

谷原委員　１点だけ質問いたします。ＰＤＦの33ページ、財産管理制度の活用ということであります。財産管理制度については幾つかあると思うんですけれども、これも結構ご相談があったりするんですよね。これ、どう発動していくんかなというのが私、よく分からないんです。葛城市がどういう立ち位置なのかということがね。ただ単にこういう制度がありますよという紹介をするのか、それとも積極的に、読んでみますよ。管理不全空家等については、法第13条に基づく必要な措置を、特定空家等については法第22条に基づく必要な措置を講ずるとあって、そしてその中に……。ごめんなさい、下が33ページなんですけど、要は利害関係にない場合であっても、空き家等の適切な管理のために特に必要があるときは、法第14条の規定に基づき、民法の特例として財産または土地もしくは建物の管理や処分を行わせる制度に基づく財産管理人の選任については、家庭裁判所または地方裁判所に請求することを検討するとあるので、これだけ見ると、葛城市がこういう建物については家庭裁判所に、要は財産管理人を選任してくれということを請求するということをするというふうに読めるんですよ。

不在者財産管理制度については、所有者がおって、そこに不在だから、管理ができないから財産管理人を充てるというのは、所有者が大体やると思うんですけれども、でも、要はそうでない場合もありますので、消費者が不明な場合もあって管理ができないときに、葛城市が財産管理人を家庭裁判所に請求するというふうに読めるので、これはどういうふうにしようとされているのかお聞きしたいんです。

吉村委員長　この辺の説明ですね。

西川課長。

西川企画政策課長　企画政策課の西川です。よろしくお願いいたします。

今、財産管理制度を使うときというのは、恐らくやはり特定空家等に認定しなければならないんだけども、そういう人が分からないといった場合にこういう制度を、法14条では、市町村長が請求することができると規定されておりますので、あくまで特定空家になった上で、最終的な所有者が分からないという場合に発動するべきものであるかなと今のところは考えております。

吉村委員長　谷原委員。

谷原委員　そういうことで市が発動する場合があるということなんですが、これは条例、今日、審査しましたけれども、そこにはこの件については書いてなかったんですね。だから、手続なんですよ。だから、特定空家等の措置については行政代執行やから、行政代執行法で手続はちゃんとしているので分かるし、緊急空家等に関する措置についても、これはちゃんと条例できちっと書いてあるので分かるんですけども、他人の財産に関わる指定ですよね、財産管理の指定なんていうのは、市が勝手にできるのかということになるので、やる場合はやっぱりそれなりの手続を条例等に定めなくていいんですかね。それとも、ほかの上位の法にあるんですかね。ここがよく分からないものですから、これで法第14条と書いてあるのでね。だから、これに従ってやるということでそういう手続がちゃんとあるんであれば、市はそれにのっとってやるということで理解できるんですけど、そこら辺の説明をお願いします。

吉村委員長　西川課長。

西川企画政策課長　企画政策課の西川です。よろしくお願いいたします。

この空家特措法の第14条で、ここの計画書の53ページにも記載しているんですけども、市町村長は、空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所に対し、民法第25条の第１項の規定による命令又は同法第952条第１項の規定による相続財産の清算人の選任の請求をすることができる。また、２項も、市町村長は、空家等につき、何がしらに請求することができる。３項も同様に、市町村長は、地方裁判所に対し命令を請求できることができると法に規定はされておりますので、最終的には、致し方ないという場合にはできるものと。

吉村委員長　法令にのっとってできるということですね。

西川企画政策課長　はい、法にのっとってできる。

吉村委員長　谷原委員。

谷原委員　法は書いてあるからできるんだけれども、午前中に議論した条例の制定、葛城市の空き家に関する条例の中には、上位法があっても条例としてそれに定めているということがあって、非常に分かりやすいと思うんですけど、それだけで、その法だけで、手続は書いていませんよね。葛城市としてどういう手順でいくのかということがないので、例えば特定空家の認定については、協議会にかけるとかいうのが条例にはちゃんとありましたけども、例えばこんなんは担当課が、これ、財産管理料の指定しましょうと。市長に具申して、市長もそうだなとなったら、すぐやっちゃうということなのか。法律でやったらそういうふうにできるということは分かるんですけど、そこら辺はどうなんでしょうかね。

吉村委員長　高垣部長。

高垣企画部長　谷原委員のおっしゃっている手続面での整理とかがまだちょっと、この法律だけでは不十分ではないだろうかとおっしゃっているご意見もよく分かりました。計画を作っているときもこの民法の部分については、実際、将来的にそういう空き家が増えてきたときに、また改めて、これ、正直なところなんですけど、検討して、手続も整理していく必要があるという認識で事務方では話をしていまして、今の時点で直ちに動く必要になったら、管財人というのは通常、弁護士がなるとか、そんな想定もしていますので、そうなると費用が発生するとか、誰がするのとか、そういう課題もあるので、そういう整理はしていかないけないなという認識で今進めておるところでございます。ですんで、また研究させていただきます。

吉村委員長　谷原委員。

谷原委員　研究していただけるということですので。今高垣部長がおっしゃったように、財産管理人の選定に当たっては費用が発生します。かなり高額な費用ですわ、年間ね。だから、これを市が指定したときに、市が払うんですかというふうな問題になる。つまり、所有者が分からないときにね。だから、これは何らかの形できちっと規定を整理しないと使えないように思うので、議会としては予算に関わってきますから、よろしくお願いします。

吉村委員長　ほかにございませんか。

増田議長。

増田議長　長らく待って、やっとこの対策計画を立てていただいて、条例も12番目にやっていただいて、遅まきながら前向いて進むのかなって非常に安心をしているんですけども、この計画はというところで、先ほどから議論がありますように、空き家の予防から始まって、特定空家の処分解消までと、幅広い空き家に対する対策をここに網羅されているということなんですけども、この計画を条例も含めて、先ほど広報誌云々というふうにおっしゃられましたけども、概要版とか、分かりやすい、こういうものを作成しましたという周知というのは何らかの形でやるべきかなと。ＱＲコードか何かでこのところにリンクさすとか、簡単な、「できました。詳しくはここに」みたいなことをやっぱりやっとくべきかなというふうに思うんで、その辺のお考えがありましたらお聞かせください。

吉村委員長　周知についてのお考えですね。

西川課長。

西川企画政策課長　企画政策課の西川です。

今つかれて、はっと思いましたので検討していきたいなと。すぐにはなかなか難しいかもしれないですけど、概要版というのも簡単にできるように検討していきたいなと考えております。

吉村委員長　必要であると、検討しますということで。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

吉村委員長　ないようであれば、次に、（３）令和７年度一般会計予算に対する附帯決議に関する報告についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告願います。

植田産業観光部長。

植田産業観光部長　産業観光部の植田でございます。よろしくお願いします。

令和７年度一般会計予算に対する附帯決議に関する報告についてご説明させていただきます。

令和７年度葛城市一般会計予算の５款農林商工費、３項商工費、２目観光費、広域連携事業12節、（仮称）西の山の辺の道調査等業務委託料150万円について、具体項目が伏せられており、６か月ごとに進捗及び内容について報告を行うこととなっております。

今回は、（仮称）西の山の辺の道調査等業務委託が完了いたしましたので、その成果、内容についてご報告させていただきますとともに、令和７年度に実施した事業と令和８年度以降の事業計画についてご報告させていただきます。

それでは、別にお配りしております資料に基づき、課長のほうから説明させていただきます。

吉村委員長　増田商工観光プロモーション課長。

増田商工観光プロモーション課長　商工観光プロモーション課の増田です。どうぞよろしくお願いいたします。

（仮称）西の山の辺の道事業につきましては、令和７年５月に市長とともに御所市に行かせていただき、御所市長や担当者との打合せを行ったり、御所市の担当者とともに御所市のかつらぎの道、葛城古道、こちらのほうと当市との接続ポイントの確認を行うなど、広域連携による事業の実施を目指しているところでございます。

本日は、令和７年７月に契約を締結しました、（仮称）西の山の辺の道調査等業務委託につきまして、業務完了に伴う報告をさせていただきますので、資料１、（仮称）西の山の辺の道調査等業務報告資料をご覧いただけますでしょうか。

１つ目の事業の概要といたしましては、山麓地域の観光振興や活性化を図るため、（仮称）西の山の辺の道のルートの検討を行い、現地調査の実施や地域の関係者からのご意見をいただくものでございます。

続きまして、２つ目の事業成果でございます。９月にキックオフ会議といたしまして、現地調査前の説明会を開催し、10月７日には、二上神社口駅から道の駅かつらぎまで、その翌日には、道の駅かつらぎから忍海駅までと２日間にわたりまして、徒歩による現地調査を行っております。事前の説明会に参加いただいた市民の方々にもご参加をいただいております。また、12月には、現地調査結果の報告会とワークショップを開催しております。

調査結果の報告といたしましては、資料２－１のルート全体図のほうをご覧いただきたいと思います。今回の調査の対象としたのが、赤い線のルートのいわゆる山麓線から西側でございます。多くの部分が近畿自然歩道や奈良盆地周遊型ウォークルートと重複していると思います。

続いて、資料の２－２、２－３、２－４でございますが、こちらはルート上における道標、案内版など218か所の調査表から一部を抜粋したものでございます。道標や自動販売機の現

状の状況や、改善の検討を要する事項に関する調査の報告書となっております。

なお、218か所全ての調査票を含みました調査報告書といたしましては資料３として、また、業務完了に伴います事業完了報告書といたしましては資料４として、タブレットにデータを入れさせていただいております。

続きまして、３つ目の今後の予定でございます。令和８年度におきましては、令和７年度に実施した調査ルートについて、ルートの中間地点となります道の駅かつらぎ観光インフォメーション内のデジタルサイネージにルート情報を掲載するとともに、民間の事業者が主体となって実施しておりますウォーキングイベントを活用するなど、市内外の方々に広く周知していきたいと考えております。

令和９年度につきましても、ウォーキングイベントを実施するとともに、今回の調査結果を基にルート上の道標の設置など、環境の整備を行っていきたいと考えております。また、令和７年度と同様に、こちらの事業の実施等につきましては、国からの交付金を活用しての実施を予定しているところでございます。

なお、令和８年度、９年度におけますウォーキングイベントの実施につきましては、御所市との連携による実施を予定しておりますが、それ以外にも山麓エリアの活性化や観光の促進につきましてどのような連携ができるのかなど、引き続き検討をしてまいりたいと考えております。

また、御所市との連携に係る協議会の設立や協定の締結等につきましても、慎重に協議し調整していく予定でございます。

簡単ではございますが、報告は以上でございます。

吉村委員長　ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんでしょうか。

西川副委員長。

西川副委員長　僕もずっと、附帯もこれ、報告をしていただいておるところなんですけど、まず御所市とも連携をしていただいているというところについては、広域連携なんで、やっぱりそれは必要になってくるんちゃうかなと。ほんで、この結束点というところなんですけど、これは御所市とも結束点というところで合意をされているのかどうかというところをまず１点。

それから、ほんで、それを示すところはどこであるのかというところもお聞かせ願いたいのと、まず名称なんですけど、市長、だいぶこちらも議会としてもこの名称はというところはだいぶ出ていたと思うんですけど、これからこの名称をやっぱり、多分、事業として今ようやくというよりも、マスタープランにも、都市マスにも、これ、描かれるということで、かなり重要な位置づけになってくるんじゃないかなというところで、名称というところはやっぱりこだわるところなんじゃないのかなというところなんです。その辺をどう考えられておるのかというところですね。

ルートも今日、はっきりしたやつというのは初めて見せていただいたところなんですけども、青と赤と両方ありますけど、どれが果たしてルート、どれが本筋の道なんかというのも教えていただきたいなと。先ほど山麓線より上のところを調査していただいたというところなんですけど、青の部分についてもそれに当たってくるのかどうか、それも教えていただき

たいなと思います。この３つですね。

吉村委員長　増田課長。

増田商工観光プロモーション課長　商工観光プロモーション課、増田です。

ただいまの西川委員のご質問でございます。１つ目でございます。結束点の合意につきましては、御所市の担当者と一緒に歩かせていただいた上で、そのときに合意はしているところでございます。

場所といたしましては、葛城市といたしましては笛吹神社、御所市でいきますと六地蔵とかあの辺になるのかなというところで、二、三百メーターぐらいの距離で接点となるところですので、あの辺になるというところで考えております。

名称につきましては、様々なご意見をいただいております。今後、また慎重に検討のほうをしていきたいというところでございます。

ルートの図でございますが、図の中の赤い線が、基本的に今回調査をさせていただいたルートになっております。青とかぶっている部分もあって見にくくはなっているんですけれども、赤い線が今回、新庄地区の南のほうに行きますと２つに分かれているというところになっておりますが、この赤いところ全てが今回調査をさせていただいて、今想定しているルートでございます。

以上です。

吉村委員長　今回は調査をしたということで、決めたというわけではないということでいいんですよね。

もしあれやったら、どうぞ。

増田課長。

増田商工観光プロモーション課長　今回、うちのほうで想定していたルートを調査をしたというところで、確定というところではないんですけれども、おおむねここに特に問題がないかなというところ、また、現地の調査もしながら決めていくというところになっています。

吉村委員長　なるほど、有力ということで。

あと、名称についてはまだお答え、その辺りはどうですかね。

増田課長。

増田商工観光プロモーション課長　名称につきましては、先ほどもちょっと申させていただいたように、慎重に今後どういった形を、例えば公募をしたらいいじゃないかというご意見もいただくんですけど、公募をするのは確かに簡単なんですけれども、それで果たして決まった名称が皆さんご同意いただけるのかとか、やっぱりなじんでいくと、数百年先とかを見据えたときに、あまり焦って今決めるべきでもないのかなというところもありまして、いろいろなご意見をいただきながら、慎重に考えていきたいなというところでございます。

吉村委員長　慎重に検討中ということで、分かりました。

西川副委員長。

西川副委員長　慎重に考えていただくということで。ただ、やっぱりいろんな意見で、西の山の辺の道は二番煎じやからということが結構多かったんで、やっぱりその辺、何かこれというのが

あれば、また提案もしていただけたらなと思います。

今回、予算のほうには踏み込みませんけど、ここにベンチを作られていくと。休憩がてら、多分、歩いてもらう人に休憩がてら座ってもらうところを作るという意味やと思うんですけど、これは、そやから決まってないルートやけど、どこを作られるということなんですかね。その辺もお聞かせ願いたいのと、それであと１個、御所市も結束点も、ほんで、了解していただいて、今度、ウォークイベントが行われるのに、協定連携しましたという、そういう式みたいなのは要らないですか、市長。やっぱり広域連携していますよという。何かそういう式みたいなん要らんのかなみたいなね。ちょっとお答え願えたらなと。

吉村委員長　この辺り、まず、増田課長。

増田商工観光プロモーション課長　商工観光プロモーション課、増田です。

１つ目のご質問でございます。ベンチ等につきましては、今回調査をさせていただいた中で、自動販売機、トイレ、休憩所、この３つがやっぱりウォーキングをしていく上で定期的にあるというところがご要望としてもありましたし、ご意見としてもかなりいただいております。そういったところで、ベンチにつきましては直接うちの担当課というわけではないんですけれども、一緒に事業としてそういったものがあれば、より利用をいただけることになるのかなということで考えております。

西川副委員長　道に、さっき決まってないと言うてはったから……。

吉村委員長　道は有力ではあるけど、最終的には決まってないというお答えがあった中で……。

（発言する者あり）

吉村委員長　ほんなら、市長……。続けて。

増田商工観光プロモーション課長　あとは連携の話ですね。連携につきましては、御所市との２市とで行うのか、４市とでやっていくのかというところの連携も見据えながら、こちらに関しましても慎重に協議をしていきたいなというところで考えているところ……。

吉村委員長　将来についてはそれも考えているということやね。

増田商工観光プロモーション課長　はい。

吉村委員長　式。

増田商工観光プロモーション課長　式ですか。すいません。そういったことをするのであれば、プレスリリース的な部分ももちろんさせていただきたいような事業だと考えております。

以上です。

吉村委員長　ここで、市長、登場いただきます。

阿古市長　ベンチにつきましては、考えておりますのが、私どもはゴンドラ型ベンチという言い方をしているんですけども、中学生がご提案いただいたときの設置している、今ほぼ設置は終わりましたのでご覧いただけたらと思いますけども、こちらでしたら一番近いのが近鉄新庄駅のロータリーの向かい側のところに見えております。そして、あと、屋敷山公園へ行っていただけたらご覧いただけると思います。

そちらのほうは、道のルートも勘案しているんですけども、観光拠点というのがあります、そのルート沿いに。ですので、その部分につきましては、例えば道が若干、西に東に何十メ

ートルずれたということがあっても、拠点となる箇所はほぼ変わりませんので、その拠点に置かせていただくような形になっていくのかなと考えておるところでございます。これは担当課が微妙に違いまして、こちらのほうは建設のほうでやりますので、その辺の打合せは、観光のこちらのほうとの打合せの中で結論を出していきたいなと思っております。

それとあと、協定につきましては前向きに考えていきたいと思いますが、どのタイミングでできるのかなというのがあります。それには一番ネーミングというのが大切になるのかなと。インパクトがやはり強い名前でなければいけないのかなと。従前もいろんな遊歩道のルートがあります。近畿自然歩道ですとか、ここに書いております奈良盆地周遊型ウォークルートですとか、いろいろ名称があるんですけれども、その名称を聞いて、じゃあ、歩きたいかなというと、そういうふうな名称でもない。ですので、名称というのはかなりインパクトがなければ、歩きたいなと思っていただけない。興味を持っていただけるような名前にする必要があるのかなと。それについてはちょっと時間を置いて、慎重に考えさせていただきたいなと思っております。

今担当課のほうが言いましたように、例えば公募にするとか、そういうふうなやり方ではない何かが必要になるのかなと。これから20年、30年、100年先までもしかしたら残るような、そんなルートを考えておりますので、ですので、ちょっと慎重な扱い方をしたいなと思っております。

いろんなご意見をいただきながら、ようやく形が見えてきたのかなと。一歩ずつではございますが、そのような取組の中で、いつかの地点で物すごく華やかな状況になれるように、できるように、頑張っていきたいなと考えているところでございます。

以上でございます。

吉村委員長　西川副委員長。

西川副委員長　ありがとうございます。式典とか盛大に、何か協定を結ばれたときには、広域というか、隣の市同士でも連携していくというのはなかなか難しいことやと思います。その中でも、僕、道は、葛城市だけの道の名前でもいいと思うんですよ、向こうは向こうの道があってもね。それはそれでいいと思うんです。そやから、でも、葛城市にふさわしい名前というのはつけて、これからほんまに都市マスにも残るし、100年残る道になるかもしれへんし、そこは慎重にやっぱりやっていただきたいなと思いますし、あと、ベンチも、僕の意見ですけど、山麓地域のまちづくりって市長おっしゃっていますので、その風靡な、それに合うたような形を、どうせ置かれるんやったらね。今大体市街地ぐらいに置いてあると思いますけど、今のベンチもね。やっぱり山麓地域に合った、そのルートに合ったようなデザインとか、そういうのも一回考えてもらってもいいんじゃないかなと。ここ、僕の意見ですけど、それは。そんな感じです。

以上です。

吉村委員長　分かりました。

ここで暫時休憩をいたします。

休　憩　午後２時４５分

再　開　午後２時４７分

吉村委員長　休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

私、冒頭申しましたように、本日、３月11日は東日本大震災が発生した日でございまして、この発生時間が14時46分ということでありましたので、これに対して私どもの委員会でも黙祷をいたしました。

じゃあ、会議を続けたいと思います。

ほかに何か、今ご報告いただいている令和７年度一般会計予算に対する附帯決議に対する報告ということで、今し方、西川副委員長のほうから質問がありまして、それが終わりましたので、何かほかにございませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員　附帯決議は連携ということに重点がありましたので、そのことについて１つと、それから、この（仮称）西の山の辺の道についてちょっとご意見を申し上げたらと思っております。

連携については、御所市には葛城古道といって、これは大阪の人もよく知っているし、一言さん、大変人が多く参るので、一言さんから例えば九品寺まで、それなりに歩く人はいるんですが、やはり人を集めるそういう神社があって、有名なお寺もあって、景色もよくてと。だけど、お店が全くないんですよね、ここにはね。だから、愛好家の方は歩かれるけれども、なかなかそこは難しいのかなというふうな気もするんですが、でも、それでも葛城古道は結構知られています。

ここへの連携いうかつながり、これはどうなのかいうのが私、ずっと気になっているんです。笛吹さんから六地蔵を通って行くけれども、そこからどうやって行くのかと。つまり、市長は非常に長い道を五條の辺りまでつないでいこうというふうなことを最初、連携を取るときにはそういうことをおっしゃっていたので、私、そこの間がどうやって結ばれるのか。御所市さんはどう考えているのか。そこはどうなのかいうことをお聞きしたいんです。要はつないでいくという話だったので、その区間がどうなのかということをお伺いしたいと思います。質問は１件だけですので。

吉村委員長　じゃあ、これについてのお考えというか。できれば、御所市ともそういった話等があるのかどうかも含めて。

増田課長。

増田商工観光プロモーション課長　商工観光プロモーション課、増田です。

御所市さんが、葛城の道コース、いわゆる葛城古道のルートのマップを出しておられます。こちらは普通に葛城古道を歩いていくという形で遊歩道、遊歩道だけでもないですけれども、ちゃんとつながった道となっておりますので、一言さんのほうにもつながっているということになっております。うちのほうといたしましても、先ほど申しましたように、笛吹神社のほうから御所市との接道ポイントを通過しまして、そのまま葛城古道のほうに入っていくという形になっております。

以上です。

吉村委員長　谷原委員。

谷原委員　ありがとうございます。ここからは私の意見になりますけれども、山の辺の道のほうは古代から、まさに古道として長年にわたって人々が歩いてきたところですよね。平安時代など、藤原道長が熊野詣でへ行くときに何度も参っていますけども、平安の都から平城京を通って、山の辺の道を通って、初瀬ですね、長谷寺のあるところを参って、熊野古道まで行く。源氏物語の舞台にもなっております。だから、愛好家の方はそういうものを踏まえて歩いていかれるんですが、こちらのほうは當麻寺という立派なお寺があって、置恩寺さんの仏像さんも有名ですけれども、人を誘導するにはやっぱり仕掛けが要るのかなと思うんですね。

大変美しい山麓地域なので、私も歩く人が喜んで増えたらいいと思うんですが、何かそこら辺のアイデアはあるのかなと。ベンチは置くとしても、こんなところをどうなのかということをお聞きしたいんです。でないと、ほっといても歩く道と、ほっといても言うたら怒られるな。人が歩く道。例えばサイクリングなんかもあるんですよ、近畿自転車道ってあるんです。ちゃんと標識もあります。まちの至るところ。見たことないですよね。

でも、琵琶湖一周、ビワイチとか、その次は淡路島一周、アワイチとか、あれは行政が何もしなくても、愛好家の方がそういうことを言い出して、非常に盛り上がっていくと。だから、走りたい愛好家の人たちが歩きたいという道と違って、これは非常に政策的につくっていくということになるので、そのためにお金を使うということもあるのであれなんですが、何かそういうアイデアとか、考えておられることがあったらお聞きしたいと思うんです。

吉村委員長　増田課長。

増田商工観光プロモーション課長　商工観光プロモーション課、増田です。

ただいまの委員のご質問でございますが、山麓地域の事業者さんのほうにも会議等に参加していただいているというところもあって、いろいろ一緒に連携しながらやっていきたいというところの思いと、あとは、先ほども簡単に説明させていただきましたウォーキングイベントというのをやっぱり毎年、御所市とうちの区間で、あと、うちの市単独でというのを年２回やっぱりやっていきたいなというところの思いで、徐々に浸透させていく、定着させていくというところでまずは図っていきたいなと。

あと、今後、ＰＲ等につきまして、うちのほうでいろいろと議論させていただきながら、またご提案をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

吉村委員長　谷原委員。

谷原委員　最後、意見になりますけれども、山麓ウォークも私、何度も参加して、本当にいい道なんですが、年に１回やっていただいているけど、じゃあ、平日歩いておられるかいうたら、これがなかなかまた難しいので、確かに年２回でもイベントを打つというのは大事だろうと思うんですが、ここからは私の提案です。私の夢みたいな提案ですけれども、要はこういうところに、昔だったらお地蔵さんとかがあって、あるいはほこらがあって、そこへ行ってお接待を受けるとか、島大師みたいなことをやっているところもあります。だから、山麓ウォークなんかをやっておられたりするんですけれども、何かポイントをつくってお接待するとか、地域の人を巻き込んでということもありますし、それから、越後湯沢ビエンナーレやったか

な、芸術で本当に過疎のまちを成功しているところもあります。瀬戸内、あれはビエンナーレかトリエンナーレかどっちか忘れたけど、本当に離島が大勢の愛好家で、芸術の、これは特に現代アートですけれども、そういうのは私、今夢を持っていまして、お隣に大阪芸術大学もあるし、出身の議員さんもおられるし、学生さんにそういう場を与えるというかな。自然の風景の中に現代アートというのは非常に映えるんですよ。それでまちおこし。ただ、お金がかかるのでね、これは。越後も瀬戸内もすごい金かけてやっているんですけど、そうでなくて学生さんにそういう場を提供してみるというのも、私は面白い連携だろうと思うので、ちょっと夢みたいなアイデアですね。もしよかったらということで、お願いします。

吉村委員長　提案ということで。すばらしいアイデアで。

ほかにございませんでしょうか。

増田議長。

増田議長　冒頭、遊歩道ということで、歩くことを想定されているというふうに私、自分なりにイメージとしてね。これ、香芝から、二上神社口から御所まで、距離的に相当ある。歩いてどのぐらいかかるのかなというのを想像したら、ここを歩いてみようかという健脚の方がどれだけいられるかという心配。もう一つは、石光寺から當麻寺、傘堂、できたら相撲館も寄っていただきたいな、この沿線にあるのに。もうちょっと下っていくと、竹ノ内街道から綿弓塚、ちょっと寄っていただいたらお伊麻さんもあるのに、寄っていただけたらなとか、道沿いからもうちょっと離れたところにもこんなんがあるよみたいな幅を持って、私は葛城市のこの道の周辺に、こんなもんもあんなもんもあるよと。ちょっと寄り道したらみたいなんも、この１つのラインの周辺の観光拠点としてご案内していただくのも１つかなと。

そうなれば、この道をてくてく歩くという方法と、もう一つは、私、以前にも自転車文化をご提案した経緯があるんですけども、例えば二上神社口の駅に乗り捨てタイプのレンタサイクル、御所の近鉄の駅で乗り捨てられるよとか、そういった方法も、歩くだけやなしに、自転車での観光周遊というようなことも選択肢の中で備えていただけたら、より幅の広い観光客がご利用いただけんのかなというふうな思いもするんですが、お考えがございましたらお聞きします。

吉村委員長　阿古市長。

阿古市長　これはルートを考えるときの基本的な考え方のときに、実は整理をさせていただいているんです。あくまでやはり（仮称）西の山の辺の道は、山麓エリアを歩くという１つのハイキングコースを構築する必要があると。それで、これを観光地といいますか、要点要点を全てつなぐということになりますと、それから離れてしまいます。蛇行したような非常に距離の長い道になりますので、ですから、道標等に、こちらに行けばこれがありますよと、基本的なルートがあって、ここから東へ下りていけば相撲館がありますよ。それから例えば竹内辺りまで来ましたら、竹ノ内街道を下っていけば長尾神社があって、また、お伊麻さんがあってですとか、こちらのほうでしたら、例えば飯豊天皇陵がありますよですとか、最終的には笛吹まで行ってつなぎたいんですけど、これはあくまで全部というんじゃなくて、起点となる駅へ下ろすルートというのも一緒に考えております。ただ、それは枝分かれルートという

考え方を持っておりまして、その表示の仕方で誘導するということは、当初からのイメージとしてはあります。

それともう一つ、委員ご指摘のサイクリングのほうなんですけども、今現状を見ていますと、これを全てサイクリングルートにするというのは難しゅうございます。あくまでハイキングルートとしてのまず整備をして、それから、次のステップがもしあるとすれば、近いルートの中で自転車を使えるルートがあるのかというような次のステップの段階になるのかなと。初めからサイクリングとハイキング、歩くルートと一緒にというような形になりますと、非常に財政的な投資が要るようなルートになりますので、まずはハイキングルートのほうで造って、それから将来的にサイクリングということであれば、またそれに並行したルートという形になっていくのかなと考えております。

ちょっとずつ進めていってますので、いろんなアイデアを頂戴しながら、最終的に100年耐えられるルートにしていきたいな、ものにしていきたいなという思いでございます。ご意見ありがとうございます。

吉村委員長　議長、よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

吉村委員長　ないようであれば、会議が始まりましてから90分以上経過しておりますので、ここで暫時休憩を取りたいと思います。再開時刻は15時20分に再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

休　憩　午後３時０１分

再　開　午後３時２０分

吉村委員長　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、（４）耕作放棄地に関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告願います。

植田産業観光部長。

植田産業観光部長　産業観光部の植田でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

耕作放棄地に関する事項についてご説明申し上げます。

全国的に農業者の高齢化や後継者の不足による農業人口の減少が見られるところでございます。農業を行う人が少なくなって、農地が放置され耕作されないケースが多くなってきております。葛城市におきましても、耕作者の高齢化や後継者不足、農業資材の高騰など、農業を取り巻く環境の悪化により、耕作放棄地は年々増加傾向にある状況でございます。

このような状況の中、令和７年度に耕作放棄地対策検討支援業務委託を実施させていただきました。本業務では、耕作放棄地について施策面からの解消方法と組織の立ち上げについて、様々な制度や先進地の例を調査して検討を重ねております。

それでは、別にお配りしている資料に基づきまして、課長よりご説明させていただきます。

吉村委員長　山岡農林課長。

山岡農林課長　農林課の山岡でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料ナンバー11、こちら、葛城市耕作放棄地対策検討支援業務報告書に基づきまして、本市における耕作放棄地対策の検討結果についてご報告申し上げます。

この耕作放棄地の問題につきましては、部長が申し上げましたとおり、全国的に大きな課題となっておりまして、本市におきましても農業者の高齢化や担い手不足により、耕作放棄地が年々増加しておる状況でございます。農地が荒廃いたしますと、単に農業ができなくなるだけでなく、病害虫や鳥獣被害の温床となるほか、災害時の保水機能の低下、景観の悪化等、市民生活全体に大きな影響を及ぼすものと考えております。

こうした背景も含めまして、本業務においては、増加しているこの耕作放棄地に対して今後どのような対策を講じるべきか、その方向性を検討いたしました。少し説明が長くなろうかと思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは、２ページをご覧ください。

耕作放棄地対策に対する事例調査でございます。対策の検討に当たりまして、まずは他自治体の事例を調査分析いたしました。農林水産省の荒廃農地対策事業一覧データを基に全国の事例を分類して、５つの視点において事例を分類して取りまとめをいたしました。

１つ目として、表の中にあるんですけども、荒廃農地の再生・再利用支援ということになります。

概要といたしましては、雑草や樹木の繁茂、耕盤の硬化などで荒れた農地を再び作付可能な状態に戻す、いわゆる初動型の支援ということで、費用負担の重い再生初期のハードルを下げることにつながる内容となっております。

参考自治体の例として、３ページに示しております。実態の説明は省略させていただきます。

２つ目といたしまして、担い手誘導、営農定着支援となります。

概要といたしましては、農地の再生に係る費用等の補助事業を再生後の利用を条件として実施し、担い手の誘導を行っているものです。また、農地再生の次段階として、作付、収益化、就農継続を支援しているものもあるということでございます。

参考自治体の例を４ページから５ページに示しております。

３つ目といたしまして、草刈りに対する支援となります。

概要といたしましては、営農再生、継続を条件に草刈り作業に係る支援を実施するものとなりまして、その支援の内容としては、草刈り機の購入やレンタル、燃料費等の補助、また草刈り等の作業委託費の補助、人件費補助、人員補助というようなところになっておるところでございます。

こちらも、参考自治体の例を６ページに示しております。

４つ目といたしまして、副業としての担い手育成ということになります。

概要といたしましては、耕作放棄地を活用し、農業に関心のある人を対象に研修等を実施しまして、副業としての担い手育成を行うものとなります。

参考自治体の例を７ページに示しております。

５つ目といたしまして、地域と連携した景観形成の推進となります。

概要といたしましては、耕作放棄地に景観作物を作付し、コミュニティ活性化、観光資源などの農業以外の価値にも転換するものとなっております。こちらは８ページに示しております。

また、続いて９ページ以降、14ページですが、こちらは文献、インターネット等の事例分析というところで、農林水産省以外の事例についてまとめたものとなっております。

続いて15ページとなります。事例調査のまとめというところで、この各自治体の事例から３つのポイントのほうをまとめておるものでございます。

ポイントの１としては、専任職員の配置や相談窓口の拡充等により、耕作放棄地対策の体制の充実を図るということ、ポイント２といたしまして、草刈り、再生、営農定着までの支援を体系化し、農地を活用し続けるということ、ポイント３として、農地管理人材を多様な層から確保し、持続的な作業体制をつくるという、この３つのポイントを基に施策のほう、検討をいたしたところでございます。

続いて16ページでございます。こちらは葛城市における耕作放棄地対策の検討ということで、まずは市内の耕作放棄地の状況でございます。市内の耕作放棄地の面積ですが、こちらは令和７年度の耕作放棄地面積について、農地の利用状況についての調査により、面積は16.8ヘクタールとなっておるところでございます。

その下の市内の農地の状況というところで、令和７年度の葛城市内の農地全体の面積は799.4ヘクタールとなっております。その内訳といたしまして、管理されている農地が782.6ヘクタール、そのうちの作付している農地が634.0ヘクタール、自己保全管理農地が148.6ヘクタールとなっております。また、耕作放棄地全体の面積は先ほど申し上げましたように16.8ヘクタールのうち、軽度荒廃農地が２ヘクタール、中度荒廃農地が11.0ヘクタール、再生利用が困難な農地が3.8ヘクタールとなっております。

施策検討においては、この辺の農地に関しまして、自己保全管理農地が耕作放棄地にならないようにすること、そしてまた、軽度荒廃農地及び中度荒廃農地を解消していくというようなところを念頭に、対策を検討することとなりました。

続いて17ページでございます。耕作放棄地対策の概要というところで、この各自治体の施策から導いたポイント、また、市内の農地状況等を踏まえまして、４つの施策を検討をさせていただきました。

それでは、その施策のほうを順にご説明させていただきます。

18ページのほうをご覧いただければと思います。まず、施策１でございます。耕作放棄地対策を担う専従職員の配置についてでございます。

まず、近年の耕作放棄地の公害雑草による苦情件数、いわゆる役所のほうに草刈りの苦情が入ってくる件数なんですけども、こちら、令和７年度においては大幅に増加している中で、その対応として、今まで大半が文書による指導にとどまっておったというようなところでございました。このような対応につきましても、例えば文書によるものではなく、解消に係る新たなご提案をその方個々にできれば、またその対応の中で営農にまでつながる農地も出てくるのではないかというようなところも考えておりまして、まずはそのような対応が取れる

ような体制を整えていきたいというふうに考えております。今のは１つの例として挙げさせていただいたんですけども、専従職員が配置されることによりまして、そのほか今までできなかったことにも踏み込んで解消につなげていけるものと考えております。

続きまして19ページです。施策２といたしまして、耕作放棄地草刈り助成事業についてでございます。

こちらは文字どおり耕作放棄地の草刈りを事業者等に委託した農地所有者等に対しまして、費用の一部を助成するものということになります。荒廃の進行を止める本当に入り口の施策として、まずは草刈り支援を段階的な対策の第一歩にできればというようなところで考えたところでございます。

続きまして20ページでございます。施策３といたしまして、市独自の農地バンク制度についてでございます。

こちらは、従来の農地中間管理機構による農地の貸し借りの仕組みに加えまして、市独自の農地バンク制度的なものにより市が主体的に関与することで、農地の貸し借りのほうの円滑化を更に図るものということで考えております。農地中間管理機構では、なかなか地域地域の状況等の把握がやはり難しいのではないかというところの中で、マッチングに結びつかなかった農地もあろうかと思っております。そこを市の農地バンク制度によりまして、前さばき的という言い方がいいかどうか分からないんですけども、地域の状況が分かる職員が対応することによって、そのマッチングに協力して、最終的には農地中間管理機構につなげていけることができればというようなところの考えを持っているところでございます。

続きまして21ページでございます。施策４といたしまして、企業の社会貢献活動による耕作放棄地解消の推進についてでございます。

こちらは、社会貢献活動といたしまして、耕作放棄地解消に取り組んでいただける企業等を募りまして、農地所有者等とのマッチングを行うというような想定を考えております。実際に企業様のほうからお問合せも実際あったようなところで、何らかの形で新たな担い手として何かやっていただけることを見いだせればというようなところで考えておるところでございます。

一応施策としては以上でございます。

続きまして23ページでございます。こちらは、農業公社の設置に係る検討というところで、先ほど上げさせていただきました４つの施策とは別に、市のほうが直接的に耕作放棄地解消に取り組む必要性というようなところもやはり考えていかなければならない中で、その事業を担う組織として１つ、農業公社の設立について検討いたしたところでございます。

設置に当たっての参考事例といたしまして、３つの農業公社の事例を掲載しております。

24ページをお願いいたします。公社の設置・運営事例というところで、１つ目は明日香村地域振興公社です。

こちらの公社は、古都保存法に基づく景観保全と農地等の利用促進を地域ぐるみで進めることを背景に、平成10年、設置されております。農地保全や利用だけでなく、特産品開発、明日香の夢市等、施設運営を担う指定管理者などの観光と連動した農業構造の改善を図って

おられるというようなところでございます。

２つ目として、曽爾村農林業公社でございます。

こちらの公社は、村の基幹産業である農業、林業の継続と発展を図りまして、将来にわたって持続可能な林業の仕組みをつくることを目的に、村役場さん、森林組合さん、農協さん、観光公社さんが連携して、平成28年に設置された官民協働の地域公社となっておるところでございます。耕作放棄地候補地の整備であるとか保全、新規就農者の支援など、農業振興事業だけでなく、林業振興、薬草による特産品開発事業も行っておられるようでございます。

ページをめくりまして、３つ目といたしまして、箕面市農業公社となっております。

こちらの公社は平成25年に設立されておりまして、都市近郊という本市に似た立地を生かしまして、約1.4ヘクタールの農地を借り受けて保全するとともに、約50戸の登録農家の方から出荷者産品を学校給食へ供給するなど、地産地消による事業を推進されておるというようなところの公社というところをいろいろ検討させていただきました。

農業公社、この考察といたしまして、いわゆる農業公社における公共性、それと収益性と、地域性というところをやっぱり踏まえていくというところの中で、28ページになりますが、５つの事業内容について検討させていただきました。

28ページの葛城市が設置する農業公社で想定される事業というところで、こちらも順に説明させていただきます。

事業１といたしまして、草刈り作業の受託事業でございます。こちらは、公社が市内の農地を対象として、農地所有者等から依頼に基づきまして草刈り作業を受託するものとなります。こちらも荒廃を進行を止める入り口施策を農業公社が担うというようなところで考えたところでございます。

事業２といたしまして、特産品開発・地域ブランド創出のための自主営農事業というところでございます。

こちらは、農業公社が特定品目を自ら生産し、葛城市の地域ブランドの形成を目指したものというところになります。葛城市の地域性を生かした中で、１つの例といたしまして、例えば平たん部においては米粉用の米の栽培であるとか、あと、中山間地域においてはユズなどの果樹を栽培いたしまして、何とか葛城市の特産品として推し進めることができないかというようなところになっております。

続いて、事業３として、新規就農者の育成支援事業でございます。

こちらは農業公社が行う自主営農事業において新規就農者を雇用し、実務を通じて営農技術や経営技術の習得を図るとともに、独立就農に向けた農地確保までを一体的に支援するものとして想定しております。新規就農者の方が育成されて、地域で営農されることによりまして、それも１つ、耕作放棄地の解消につながるというところではないのかというふうにも考えておるところでございます。

続いて事業４でございます。農地集積・整備に伴う担い手参入促進事業でございます。

こちらは公社が関係機関などと連携いたしまして、借手のない農地を含めて、面的に農地を集積し、担い手への貸付け、転貸を促進するものとなります。農業公社が一度取りまとめ

ることで、農地の集積へとつなげるというようなところになります。

事業５といたしまして、市民農園の設置・運営事業となります。

こちらは農業公社が市民農園を運営し、市民等の多様な担い手の参画を促し、農地保全を図るものです。農業体験や農産物の販売にもつなげていけるものと考えておるところでございます。

以上が、農業公社を設置するに当たっての事業案というところで説明させていただきました。

次に、31ページ、公社設置における初期費用等というところで、前提条件を設置し、人件費、運営費、事業実施経費等を含まず、算出した初期費用として1,200万を見込むものとなっております。様々な想定がない中で、もちろんこれ以上の経費がかかってくるであろうというようなところは想定されるところでありますが、一旦、初期費用として示させていただいたものとなります。

これ以降は、資料編として、葛城市の農業の概況についてまとめたものを載せさせていただいております。

以上、報告書の内容についてご説明のほうをさせていただきました。

また、この報告書に基づきます来年度の取組等に関する内容でございます。この業務を行うに当たりましては、部長申し上げましたとおり、施策面からの解消方法と、農業公社設立という、いわゆる組織による解消方法の２つの側面から検討させていただいたところでございます。施策面を検討するに当たって我々感じておりますのは、自治体の例を検証いたしましても、すぐに解消に結びつくような施策というのは、やはりなかなか見当たらないというようなところ、また、農地の保全管理を中心として施策を考えますと、なかなか国等の補助金というのが見つからないというようなところを感じておるところでございます。

そのような中で、今まで当市で行っておりました耕作放棄地に関連する対策を振り返りますと、人員のところでも申し上げましたように、その対策についてやはりもう少し踏み込んで対応していくことによって、いろいろ何か変わっていくことがあるのではというようなところで深く考えたところでございます。

例えば先ほど例に挙げさせていただきました、いわゆる公害雑草への対応なども、マンパワー不足等もありまして、文書のみの対応しかできておらなかったところが現状なんですけども、個々の状況に寄り添った対応を行えば、最終的にその農地も担い手につなぐというようなところもできるのではないかというようなところを考えたり、また、農地の貸し借りの農地中間管理機構だけではなかなか地域の状況が分からず、ちょっとかゆいところといいますか、なかなかそういうところに対応できなかったマッチング事例についても、そういうところを市の職員が補てんして対応していければ、今までできていなかったマッチングももっと進んでいくのではないかというようなところを考えておるところでございます。

地道な活動というようなところにはなるのですが、まずは耕作放棄地対策の専従の職員を配置することによりまして、今までの対策から踏み込んで進んでいくことで、新たな活路をまずは見いだしていきたいと思っております。と同時に、予算が発生する施策等の実施につ

きましては、国の補助対象事業にできないかどうか等を更に精査いたしまして、今後の実施に向けて検討してまいりたいというふうに考えております。

続いて、農業公社の設置というところでございます。こちらもやはり立ち上げから運営に当たっては、かなりの費用の負担がかかっているものであろうと想定しております。特に、先ほどの農地の保全管理が中心ということになりますと、公社自体の収入があまり見込めず、また、国の補助金等についても同じく見いだせないものというふうになっております。

そういうことを考えますと、公社を運営するに当たっては、やはり収益につながる自主営農事業というのがどうしても必要になってくるというふうに考えております。その中で１つの営農手段として、１つ、ユズ栽培というところに取り組んでいけばというような案を考えております。このユズの選んだ利点なり等なんですけども、まず、傾斜地や不整形地などでも作付が可能であること、かんきつ類の中で比較的寒さに強いこと、また、栽培に必要な技術や手間が比較的かからないのではないかというところ、また、獣害の被害も比較的受けにくいのではないかというようなところが利点というようなところになってくるのかなと思います。

ただ、今から一からということで、苗の植付けから収穫までを考えますと、かなりの年数もかかる中で、本当に課題もいろいろあるのですが、そのような理由から１つ、ユズという品目で取り組んでいくことを検討させていただいたところでございます。

来年度におきましては、耕作放棄地解消活動といたしまして、これは中山間地域になろうかと思いますけども、地域の皆様のご理解、ご協力を得た上で、まずは耕作放棄地を何らかの形で選定いたしまして、市役所のほうが主体となりまして、地域の皆様、またご協力いただける方と、まずは苗の植付けから始めまして、将来的にユズ栽培というのが農業公社等の組織設立につなげていけるのかどうかというところを検証してまいりたいというふうに考えております。長いスパンでの計画となろうかと思いますが、葛城市の農業の将来を見据えて取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

吉村委員長　ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんでしょうか。

梨本委員。

梨本委員　ご説明ありがとうございました。この耕作放棄地は本当にたくさんの市民の方が困っておられるんで、こうやって一歩踏み出していただいたということに対して非常にありがたいなというふうに思っています。その中で、今回農業公社というお話も出てきていますし、私も報告書をざっと目を通す限りは、やはり草刈りというか、今の近々の困り事を解消していくということが中心になってくるのかなというふうに思ったりするんです。どっちかというと、耕作放棄地はお金を生むことは私はないと思うんですよ。やっぱりお金がかかるところ、草刈り等でかかってくるところやと思うんですけれども、それを自主営農で、ユズ栽培ということもおっしゃっていましたけれども、このユズ栽培もかなり、私も大学でいろんな市町村へ行って、ユズ栽培を何とか大阪でも、販売とかということで頑張っていらっしゃる自治体もあったんですけれども、非常に難しいというか、苦労していらっしゃるのも見てきている

んで、軌道に乗せていくのはかなり時間もかかるし、難しいん違うかなというふうに思ったりもしています。

ちょっと聞きたいのは、農業公社として、そういう狭いことだけを、今のお困り事だけを考えていくというふうな方向性でこの先も進んでいかれるのか、それとも、例えばいろんな先進的な自治体の中には、地域公社としてもうちょっと幅広く、例えば道の駅と連携したりとか、販売から、それから観光も一緒になってやっていくとか、そういう幅広いちゃんとお金を生むところと、そういった耕作放棄地でお金を使うところというところの収支が合うような形で頑張ってやっていらっしゃる自治体さんもあると思うんですよ。そういうふうなところを目指していかれるのか。方向性を、今のこのことだけ見ていると、草刈りとかそういう細かいところで、どうしてもここの公社のほうにどんどんお金ばかりかかっていくようなイメージがあるんで、その辺り、原課で持っていらっしゃるイメージを教えていただけますでしょうか。

吉村委員長　山岡課長。

山岡農林課長　山岡でございます。

今の梨本委員のご質問で、いわゆる農業公社の将来的なところというようなお話になろうかと思うんですけども、まず、本当にほかの公社のお話を聞かせていただいても、本当に、まずは今近々の問題のところから始めて、例えば明日香村等でしたら、本当にそこからちょっとずつ広がっていったというような経過がございます。どこまで将来を見据えるのかというようなところはこれからの問題の前に、本当に組織立てというところが現実的に可能なのかどうかという具体的な検証はこれからになっていくかというところの中で、まずはこの小さいところから、組織立てとしてはスタートしていく部分、それと、公社以外の今まで施策の中で、耕作放棄地というのは重点的に対応していければというようなところで、その二面性から考えている中で、いわゆる組織立てについては本当にこれからまた具体のところはいろいろ考えていく。観光面とかいうのもひっつけていけるものであれば、いろいろ考えていく必要はあるかと思いますが、なかなか今の時点で具体の将来も見えていないんですが、まずはこういう検討からスタートしたいというところでご理解いただければと思います。よろしくお願いします。

吉村委員長　梨本委員。

梨本委員　まずやっぱりこうやって立ち上げていただいたというか、スタートしていただいたということが大事やと思いますし、これ、プロポーザルで多分、支援業務でつくっていただいたと思うんですけれども、やっぱり葛城市は葛城市の特性があると思うんですよ。葛城市にしかでけへんことというのもあると思いますし、今葛城市が持っているポテンシャル、さっきは（仮称）西の山の辺の道の話ですとか、いろんな観光施策とか、それから道の駅かつらぎであったり、ゆうあいステーションであったり、いろんな活用できるものがあると思うんで、そこと絡めるとかね。

それから、本当に僕は循環できるような、企業と連携していくにしても、企業版ふるさと納税を生かして、そういったものの販売であったりとか、来ていただいてそこで作業してい

ただくとか、いろんな考え方があると思うんで、あまり狭く考えずに柔軟に、やはり最終的にはこれを通じて、マイナスのものをゼロに持っていくというよりもプラスに持っていけるような、そんなことにつくり上げていただけないかなという私なりの希望というか、夢みたいなものがありまして、そこだけまたよろしくお願いいたします。

吉村委員長　ほかにございませんか。

鷭本委員。

鷭本委員　お疲れさまです。17ページの葛城市の耕作放棄地対策案の中にもつながると思うんですけども、要は利活用、新規で農業を希望される方であったり、市民農園であったり、企業農業だったり、そういった利活用に対しての促進に対する、今の時点でそういう具体的な何か案であったり策であったり、もしあれば教えていただきたいんですけども。

吉村委員長　山岡課長。

山岡農林課長　基本的に農地の利活用といいますか、貸し借りのほうは、この農地中間管理機構というところで貸し借りのいわゆる手続等を行っておるというようなところの中で、その辺が今、その部分だけで申し上げますと、農地中間管理機構にうちはそのまま引き継いでいたというか、うちのほうに依頼があって、そのまま農地中間管理機構にこういうのがありましたというふうな形で書類をお渡ししていたような形なんですけども、その辺を市のほうで何かマッチングにつなげれるようなことができないかと。例えばその地域の農家さんと本当につながりながら、こういうお話があるというような部分を農林課の窓口等で、いろんなつながりの中でやっていけるような形というのを今後進めていければというようなところになっておりますので、市役所が関連する利活用という部分については、正直これからの施策の中で出てくるものかなというふうに考えております。

以上でございます。

吉村委員長　鷭本委員。

鷭本委員　葛城市内に16ヘクタール、規模的にはすごく大規模な部分ではあるんですけども、少しずつでもありますけども、市民の方の中でも使いたいよというお声もあるかと思いますので、少しずつ進めていただけたらなと思いますので、よろしくお願いします。

吉村委員長　ほかにございませんか。

谷原委員。

谷原委員　農業政策の１つとして耕作放棄地に焦点を当てて、対策の計画を検討されたということであります。これはこれとして非常に大事かなと思うんですけども、私も農業をやっていますので、やはり先ほど梨本委員がおっしゃったように、もうちょっと総合的な農業振興策というものを葛城市は立てる必要があるんじゃないかなと。その際には、行政だけでなくて農協職員の方とか、地域の篤農家の方とか、市民の方を入れてもいいんですけれども、農業に対する地域の様々な要望を取りまとめて、葛城市の農業政策、農業振興策をどうするのかというのを、やはりそういう農業振興会議みたいなのをつくって、知恵をぜひ集めていただけないかなという思いがあります。

そのためには、うちの農林課は非常に山岡課長を含め、大変ご苦労さんなんですけれども、

人員が、要はため池あるいは水路改修等の農業土木、これは大体半分ぐらいのあれなんかなと。あとは補助金行政です、基本的にね。だから、本当の意味での地域の農業振興に対する施策が予算を見てもあまりないので、葛城市には結構農産物、県内でも10位ぐらいのいろんなもんが出ているのはありますから、まだまだ農家さんは頑張っておられるし、そこへの何らかの振興策なり計画なりを立てられることはないのかどうか、その考えはないのかどうか、これ、１つお聞きしたいんです。そのためには、これは市長になるかとは思うんですけども、やっぱり人員ですよね。それに充てる人員が今農林課だけでは不十分なので、公社をつくったらまたそこへ人員配置することになるので、もうちょっと耕作放棄地という後追いじゃないけれど、対策的なんじゃなくて、やっぱり農業振興をどうするかということにもっと注力したような何か政策、人員配置、この辺どう考えておられるのかお聞きしたいんです。これが１つです。

それから、公社についてですけど、草刈り等、農機具の貸出しも含めてやられると思うんですが、これは市内全域を対象にするのかどうか。例えば市内全域に耕作放棄地があって、「うち、何とかしてよ」というとき、あるいは「うちでこの機械を借りたいねん」とか、全域を対象にやられるのかどうか。それで、公社の採算性ですよね。単価、１反、10アール当たりどれぐらいでやるのかとか、そういうのがある程度めどがあるのか。僕は基本的には独立、市の税金からどんどん投入するとなると、それは景観を守らなあかんから市の税金も投入したらいいと思うんですけども、そこは市民さんの理解も要るので、それがどんな見通しなのかいうのを教えていただけたらと思います。公社での草刈り、全域対象になるのか。その経費、どんなことを考えておられるのか。そこが２つ目。

３つ目なんですけども、地域の実情でいうと、やっぱり水田が一番多いと思うんですよね。今農家さんが一番困っているのは、水田をやる方が高齢化して、私、跡取りはいませんから、あとせいぜい５年ぐらいだと思っているんですが、うちの集落でも、あと５年もすれば、今大規模にやっている方がお二人いらっしゃって、それ以外の方はほとんどもう機械も持ってはらへんで貸してはると。大規模にやっている方お二人で、その方があと５年もすればもうできなくなると。そしたらもう一気に、一気に耕作放棄地が広がるということになるんですよね。だから、幾らこれ、草刈りを一生懸命やる言うても大変なことになるので、葛城市の場合は水田耕作が中心なので、大規模の稲作農家に頼っていかなあかんのかなという気もするんです。

そのときに、従来から言うてる地域計画ですわ。地域計画をきちっとやっぱりやって、ある程度集約化しないと、大規模の方ができにくいので、地域計画の遅れが葛城市、目につくので、これについてどうお考えになるのか。だから、個々に頑張っておられる方も支援する。だけど、一気にそういうふうに広がる可能性があるので、大規模の方に対するしやすい環境づくり、そこら辺をどう考えておられるのか。難しい課題やからあれですけども、お考えがあればお聞きします。

吉村委員長　山岡課長。

山岡農林課長　農林課の山岡でございます。

本当に難しい問題であると認識しておるところでございます。

まず、１つ目の農業振興というところでございますが、こちらにつきましては本当に国の制度が目まぐるしく変わっていっている中で、我々が思っておる情報といたしましては、令和９年度に結構大きな農の改正があるようなことも聞いております。その制度改正と今我々が行っておる転作といいますか、その辺と、どういうような形で絡んでくるのかというようなところを見極めながら、その時代時代に合った施策というものをやはり考えていく必要があるのかなと思っておりまして、その辺の国の動きも見ながら、今行っている施策がどうなのかというようなところは検討していきたいなというふうに考えておるところでございます。

あと、公社の範囲というところでございますが、これは当然市内全域というようなところで考えておるところでございます。ただ、１つ、ここで公社というような名前で挙げさせていただいておるんですけども、我々として本当にこの組織立てというところで、なかなか今の計画では漠然とし過ぎているところもあるのかなというようなところがありますので、まずは小さいところからスタートした中で、本当に例えばユズをやるとしても、これはかなり年数がかかっていくものですんで、本当に１年ぐらいでできるような内容ではないと思っています。その中で先ほどおっしゃっていただいた観光であるとか、そういうのもいろいろ絡めながら、その辺りも地道に進めさせていただければというふうに考えております。

あと、最後の地域計画というところなんですけども、こちらについては当初、１地区しかできておらなかったところなんですけども、現在、中山間地域のほうで地域計画のほう、話合い等をさせていただいておるところでございます。地域計画、なかなか正直なところ見えにくい中で、おっしゃられている農地の将来を考えるという意味では本当に大事な部分かと思いますので、それについては引き続き推進のほうを進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

吉村委員長　阿古市長。

阿古市長　課長がほとんど説明して終わっているんですけども、配置職員としては２名配置、加配をする予定でございます。今回の取組というのは、農業全体に関わるんですけども、特に耕作放棄地に特化した考え方の整理というところから始まっております。山間エリア等、特に多いんですけども、耕作放棄地が増えてきておりまして、例えばその地域の人方とお話をしますと、「あと農業、二、三年したらできなくなりますねん」というようなお話を物すごくお聞きします。今現在でも、農業自身が、特に山間エリアは採算の乗らないエリアですので、鳥獣害の被害等も含めまして大変な作業でございます。その中で耕作放棄地が増えてきている。先ほど鷺本さんがおっしゃいましたように、16ヘクタール、17ヘクタールという耕作放棄地が平たん部も含めて発生している、その状況をどのようにすれば解決できるのかというところからスタートをしております。

その中で、課長答弁の中でもあったんですけども、いろいろ模索をさせていただきました。県と相談しながら、また近畿農政局にも行き、そして来ていただいて、農林水産省のほうにもお邪魔しました。その中で私どもが考えておりますのは、耕作放棄地をいかに農地として将来活用できるような形で保全ができるのかということは、今の気象条件を考えますと、ま

た、日本は減少ですけども、世界的な人口の増加を考えますと、食料を供給する場面が非常に厳しくなってくるという状況を考えますと、いつでも農業ができるような管理を次の世代に農地として残すことを１つの目標とした考え方でございました。それを国のほうにぶち上げまして、ご理解はいただいているんですけども、なかなかハードルが越えなかったのは、例えば耕作放棄地の管理だけをやりますよという、草刈り等をやりますよという話だけでは、なかなか今の農林水産省の補助事業ベースには乗ってこない。あくまで農産物生産を前提としたものに対する制度でございますので、その部分がなかなかクリアできない状況でございました。

その中で、例えば景観作物を植えることによって、農業以外の観光として税収として上がれば、それも１つの農業対策になるのではというようなこともお話ししながらしたんですけども、そのハードルを越える手段として１つくみ上げてきたものがございます。それがスモールスタートではございますが、職員を加配しながら、耕作放棄地の管理の中で特産品として何かできるものがないのか。農林水産省が話しているその補助ベースに乗るものと組み合わせるものが葛城市のもので何かないのかというところが非常に大切なものでございました。その１つとしてユズ栽培というものを、選択を１つしたわけでございます。この16ヘクタール、17ヘクタールがユズという形のものを１つ提供することができることが、それが採算ベースに乗るというような事業形態に持っていければ、その費用をもって耕作放棄地の管理ですとか、更に幅を広げた事業になっていくのかなと考えております。その形態が公社がいいのか、また第三セクターがいいのか、いろんな考え方はあると思います。民間委託がいいのか、いろんな考え方がありますけども、まずはスモールスタートとして職員を加配することによって、耕作放棄地の取組を始めさせていただきたいというのが今回のご提案でございます。

これからいろんなご意見が出てくると思います。ただ、農産物を作るということは、作れば、どちらかというと赤字になるという可能性のほうが高うございます。作らないのが一番赤字にならないんです。でも、それを黒字化できるような組合せの仕方を模索してスタートしたいというところでございます。今後、更にいろんなその内容につきましては、詳しくスモールスタートした中で、また住民の農家の皆様方とも相談しながら、山間地域や耕作放棄地をお持ちの皆様方と相談しながら、どういうやり方が一番葛城市に向くのかということを模索する、まさにスタートになる年だと感じておるところでございます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

吉村委員長　谷原委員。

谷原委員　耕作放棄地に特化した公社をつくってということはよく分かりました。これだけでも本当に苦労している方、本当に近所から言われて気にしながら耕作放棄地になっている方々にとっては、これは福音なので、本当にありがたいなと思うんです。また、自走式の草刈り機、ナイフモアなんかの自走式のを貸し出すということになれば、これは大変地域の人にとっては、困っている方にとってはありがたいので、これに特化していくというのもよく分かりました。ただ、まずはこれでやっていただいて、できるだけ先ほど言いました、葛城市はま

だまだこの調査でも38ページのところに農業生産の状況で、葛城市は県内でここにあるには10番目で、かなり頑張っておられるんですよね。やっぱりそういう方々が継続し発展するような、要は農業振興策を、ぜひいろんな方の知恵を集めてつくっていただけたらなと思っております。

とりわけ水田につきましては、大規模稲作農家と言いましたけれども、水路の管理というのは、やっぱり集落の方々がみんな寄って水路を維持してきたんですよね。ところが、大規模農家さんだけでやるということはできません、この水路管理は。だから、大勢の方がいて初めてできることだったので、本当に家族営農されている方々も支えていかないと、やっぱり守れないところもありますので、それはぜひそういう計画の中で、全体像として１回しっかり検討していただけたらと思います。これが１つ。ご意見だけにしときますけど。

２番目は、ユズ栽培、これはチャレンジだから、私、やったらいいと思うんですよね。うまくいったら本当にいいと思うんですが。いわゆる六次産業化ということでユズを栽培したら、やはり次は、スーパーへ行ってもユズポン酢みたいな形で今いろんな村のが、地域のスーパーでも売られています。こういう村で頑張ってはるなと。あるいは道の駅もありますし、また、リキュールを作っておられるところもあるわけですから、そういうところとか、六次産業化という形で最初から採算性が合わないというふうなことではなくて、やはり必ず採算ベースに合うような形で、六次産業化も含めて、いろんな方と連携しながら地域農業を支えていただけたらと思いますので、先ほど言いましたように、農業振興会議みたいな、何か農業者が元気になるような、そういうものをぜひつくっていただきたいんです。明日香が非常に元気なんですよね。明日香村がね。ここは本当に農業者の方が元気で生き生きとしてやっておられますし、生き生きやっているから新規就農者も多いです、明日香は。だから、やっぱりそういう勢いというのが大事なんかなとも思いますので、葛城市さん、いろいろやっているなというね。まずは耕作放棄地、これ、非常にありがたいと思いますので、さらなる展開を期待しておりますので、よろしくお願いします。

吉村委員長　阿古市長。

阿古市長　説明不足やったかもわかりませんけども、耕作放棄地だけではその経費を出すということは難しいでございますので、それの経費を賄うものとしてユズ栽培を選択したというご説明を申し上げたつもりやったんです。ユズ栽培につきましては、例えばそれを市場に出したり道の駅に出したりということを考えておるわけではございません。委員ご指摘のように、売り先というのが確保できないと、ユズを大量に作ってもそのままでございますので、ユズをジュースにしたものを、それが消費されるという販売ルートを確保した上での政策展開になると考えておるところでございます。ですので、その部分につきましては収益部分でございますので、収益とお金を使う部分との組合せによって、それが公社形式になるのか、いろんな形式の中で、もしくはそういうふうなものを立ち上げなくても、実際に今畑等を、休眠地をお持ちの方がそれを栽培できるような形で成立するのかということも確認しながら進めていきたい。まさにスモールスタートというのはその辺でございますので、まず農林課の職員がそれを回りながら苦労して、ユズというのは接ぎ木で３年、通常ですと５年かかると言わ

れておりますので、それぐらいのスパンの中での計画のスモールスタートであるという認識でございます。

以上でございます。

吉村委員長　谷原委員。

谷原委員　よく分かりました。スモールスタートから始めて、公社から、公社だけでなくそれを見て、地域の方々の中でも、「よし、うちもやろうか」という広がりがあれば、地域の勢いが出てくるのかなと思いますので、うまくいくことを願っております。そのためにも農協とか、地域の農業団体の協力も要ろうかと思いますので、農業会議のようなものをぜひ、それは非常にフラットなものというかな、ネットワークとしてつくっていくのも大事だと思いますので、よろしくお願いします。

吉村委員長　具体的に２名の職員さんの加配から始まって、スモールスタートでされるという具体的な数も聞かせていただきました。

ほかにご質問等、大丈夫ですか。

では、増田議長。

増田議長　少しお話を聞いてて、これはどうかなという意見が若干あるんで。

まず鳥獣害の問題です。鳥獣害の原因というのを分析、どこまでされているのかな。私は、やっぱり耕作放棄地の原因が一番、鳥獣害によるものであるという認識でいてます。今回の提案の中には、鳥獣害対策というものに対してあまりお考えを示されてないんで、私、猟友会の方とお話ししたときに、人数が減っていると。「どういう実態ですか」って聞くと、鳥獣害、もし仕留めた場合は穴を掘って、山で処理をして埋めて、その作業になっていると。これ、撃って埋めてという作業、本来なら加工してジビエとして付加価値をつけるということができれば一番ありがたいのやけども、そういう対策が今なされない状況、施設がないと。一方、五條市なんかですと、そういう下処理というんですか、加工処理施設があって、非常に猟友会の方も元気で、撃ったらそういう付加価値がついて、自分らの収入に転嫁されるというようなことでうまくいっているよと。葛城市もそういうふうなことがあればいいのになって、そういうふうなこともおっしゃられているんで、今もう一つ、猟友会、元気になっていただいて、そういう鳥獣害の被害が減れば、耕作放棄地の減少にも直接つながってくるのかなというふうに考えます。

公社ですね。明日香の公社がうまくいっているというのは、ご存じのとおり、非常に農業、イチゴ栽培を下支えされていると。どういう仕組みになっているかというと、非常に高額な施設、要するにビニールハウスを公社が建てて、指導、シンクタンク、県の農業普及員ですか、そういった高度な技術を持っている方が公社の職員として従事されて、全くのというんですか、比較的農業経験の浅い新規就農者が来ても、そこで指導の下にイチゴ栽培をして収益を上げておられると。これが明日香公社の一番の看板事業であるというふうに聞いています。そういった仕組みが必要なんかなと。

先ほどあったように、草刈りも問題ですよ。遊休荒廃農地の解消というのも問題かとは思うんですけども、公社で１つの新規就農者も含めた新たな農業者の育成等も考えるのであれ

ば、明日香方式というのも、投資の部分を国の支援とか補助金等の導入を提供して、体１つで農業、新規就農できるようなシステムがあれば、非常にこれからの新規就農者というのはまだまだこの周辺に、農業をやりたいという方はおられると思うんですけど、ネックは投資と、それから技術力やと思うんで、それを行政が支援するということが公社の条件とちゃうかなというふうに思います。

ユズも非常にいいアイデアやと思うし、予算にも上がっていましたけども、私の経験からいくと、あれ、すごいとげが入っていて、飛び上がるほど痛いんで、覚悟の上の栽培が必要かな。その点、レモンはそういうとげがない。私はユズよりレモンかな。一度、両方植えられて試験もされたらどうかなと。かんきつは私はええと思うんですよ。

吉村委員長　レモンもここに書いていました。レモンもやられるみたいです。

増田議長　とげがすごいんで、私の失敗談でございますけど。

吉村委員長　突かれたんですね。

増田議長　うん。そういうことです。ほんで、さっきから出ていました水田農業、土地利用型作物、米、麦、大豆ですね。こういった経営というのは大体１軒の農家で10ヘクタールとか、15ヘクタール規模なんですよね。今の葛城市の農業の水田農業経営の面積というのが大体50アールぐらいですんで、20人とか30人分ぐらい１人でできるって、プロというか専業になるとそうなるんで、そういった専業農家の支援も、私はしていかないと、あんまり小さい経営の中で心配されているより、１つの大規模農家の支援もひとつ視野に入れて、耕作放棄地対策をやっていただくべきかなと、こういうふうに思います。

ご御答弁いただける範囲内でお願いします。４つ言うてしもたよって。

吉村委員長　農業に詳しい議長からご助言も兼ねて……。

阿古市長。

阿古市長　どうもありがとうございます。先例も含めましてご意見いただきました。

農業政策全般としては、おっしゃるとおりやと思っております。ただ、今回の説明の部分につきましては、耕作放棄地を主体とした形でのこの１年の取組についてお話をさせていただいたというところでございますので、農業全般につきましてはまた大きく幅を広げた中でご議論をいただいて、ご意見を頂戴したいと思っております。

それと、今回、耕作放棄地の対策の中で、収益事業としてユズを選んだというのはそれなりの理由がございます。先ほど申し上げましたように、販売ルートを確保しやすいというところでございます。作る量については、ほぼ全量が完売できるというようなものをある種、前提とできるというような状況を考えた中での栽培の推奨を考えているところでございますので、ほかの作物ということになれば、またそれはほかの農業の施策の中で、葛城市として何が向くのかというところの議論になってくるのかなと思いますけども、今回の１つの農水省と話す中で、農産物と組み合わせないとなかなか補助事業に乗りませんので、そういう中では、作って売れないというのが一番問題でございますのでね。ですので、その辺が一番確保しやすいということを前提として、あえてその作物の名前を出しているというご理解をいただきたいと思います。

農業、これから非常に大切になってくると思います。先ほど申し上げましたように、世界の人口が100億を超える時代が必ず来ます。ですので、その農産物といいますか、その食料を支えるのが果たして今の農地でいけるのか。それと、今の気象変動が非常に大きゅうございまして、日本でも雨が少し降らないだけで干ばつだと言われ、水不足になって農産物ができないような状況があります。これが世界ベースで言いますともっと極端に起こってくるわけで、その中で人口を支えるということが難しいであろうということは明らかに予想できますので、そういう意味におきまして、耕作放棄地を農地としての管理を、次世代に残すようなことを１つの大きな目標としての施策の展開であるというご理解をいただきたいと思います。

農業全般、非常に私は夢のある分野やと思っておりますので、またご意見をいただきたいと思います。どうもありがとうございます。

吉村委員長　増田議長。

増田議長　鳥獣害の考え方、ちょっとお聞きしたかった。それから、私、言い忘れましたけど、水田なんですよね。葛城市の農地の95％が水田。水田農業、要するに水田で作れる作物、畑じゃないと作れない作物。高度というか、上20センチしかないんですよ、水田というのは。その20センチの深さの土で作れる範囲の作物と、畑で高度が１メートルも底まで使える。恐らくこれがユズを作ると、このぐらいの土、高度が必要になってくるんで、極端に言うと、田んぼを畑に替え、ごそっと掘って、土を盛ってという作業になってくるということなんでね。その辺のご認識もいただいてるんやったらいいんですけれども、水田でユズ等の栽培をするとなると、耕盤というんですか、壊さなあかんというふうなことも技術的にちょっと難しいかなというふうに思うんで、それととげが怖いと。

もう一度、鳥獣害のことをちょっと考え……。

吉村委員長　鳥獣害のことについての考え方ですね。それが１点、じゃあ……。

増田議長　これを何とかしてください。

吉村委員長　山岡課長。

山岡農林課長　農林課の山岡でございます。

鳥獣害の問題というところで、猟友会からのお話というところは、我々もいろいろ認識しているというようなところでございます。ただ、地域的に、例えば五條であるとか宇陀であるとかとの規模も違う中で、例えば宇陀市さんとかに聞いてみましたら、ジビエの施設はあるんですけども、年間鹿が2,000頭かかるとかいうようなレベルのジビエ対策いうところで、なかなか同じような形の考え方を葛城市でできるのかというようなところは、少々難しいところもあるのかなというところがありますけども、ただ、だからといって何もしないというようなところではいけないとは思っておりますので、いろんな検討をさせていただきながら進めさせていただきたいというようなところで、よろしくお願いしたいと思います。

吉村委員長　採算の問題もある……。

増田議長。

増田議長　ありがとうございます。やっぱりまだおりますよね。最近、鹿とかも対象になっていると

かいろいろ。こっちはないんですかね、まだ。

（発言する者あり）

増田議長　鹿はない。猿とか、そういったもんもいろいろと問題になっているって聞いているんですけども、今のところ葛城市の場合は、一番問題になっているのはイノシシ。寺口は今もやっぱり被害が出ている。ほぼほぼ、私が農業関係の仕事をしていたとき、20年ぐらい前の水田の面積と、今行くと、山がだいぶと下に下っている。要するに、山裾の農地がもう山になっているという状況なんで、これはやっぱりまさしくイノシシの被害に遭っていると思うんですよね。そういったことも16ヘクタールの中の一部に入っていると思うんで、やっぱり基本は鳥獣対策やと思うんで、このことを忘れないように、対策、よろしくお願い申し上げておきます。

吉村委員長　よろしくお願いをいたします。

ほかに何か質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

吉村委員長　ないようであれば、次に、（５）尺土駅前周辺整備事業に関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告願います。

安川都市整備部長。

安川都市整備部長　都市整備部の安川でございます。よろしくお願いします。

調査案件５、尺土駅前周辺整備事業に関する事項について報告させていただきます。

令和８年２月12日に、尺土駅西側にある葛下川に架かる橋梁の取り合い道路工事が完了となりましたので、今年度の事業の進捗状況と令和８年度の事業の予定について、担当課長より説明させていただきます。

吉村委員長　奥田建設課長。

奥田建設課長　建設課の奥田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから、尺土駅前周辺整備事業に関する事項につきまして、本日、タブレットにおいてデータ配付をしております12番目の資料です。尺土駅周辺整備事業関係資料に基づきまして説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

資料の内容としましては、１ページ目、２ページ目が磐城小学校通学路としまして、尺土駅西側と尺土駅東側の現通学路を青色の実線で、新通学路を赤色の実線で示したもの、３ページ目が、令和８年度に工事を予定しております暫定形の尺土駅前広場計画図面となっております。ご確認のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、今年度の事業進捗からご説明申し上げます。資料としましては、１ページ目、２ページ目を併せてご覧いただきたいと思います。

まず、本体工事としまして、尺土駅舎西側に新設した新葛下川４号橋周辺の道路改良工事が完了し、今まで歩道と車道を兼ねていた葛下川４号橋が歩道部専用となり、新葛下川４号橋が車道２車線と歩道部として供用を開始いたしました。このことによりまして、北側歩道が尺土駅舎東側の尺土１号踏切付近から磐城第２保育所東側のＴ字路、交差点付近まで開通

となりまして、通学路として利用される児童の方、また生徒さんをはじめまして、歩行者の方が安全に歩行していただけるようになりました。

なお、八川保育所・尺土線の北側歩道と南側歩道との歩行動線をつなぎます横断歩道の新設についてですが、具体的な施工日につきましては現在調整中でございますけども、理容店付近に今年度中に奈良県警より新設いただけることとなっております。

また、新学期からの通学路変更につきましても、教育委員会のほうと協議を進めております。

次に、附帯工事でございます。磐城第２保育所東側のＴ字路交差点付近の見通し改善対策としまして、植栽部の撤去とガードパイプの設置をいたしました。

次に、尺土１号踏切西側の線路沿いにあります道路用地の残地部分ですけども、この部分につきまして、防草対策としてのアスファルト舗装の施工、また、尺土駅前のバス停と山本医院前の北側歩道につきまして、屋根付ベンチの設置を行いました。

令和７年度の事業進捗は以上でございます。

続きまして、令和８年度の事業予定でございます。資料としましては３ページ目をお願いいたします。

メインの事業としまして、駅前広場の暫定形工事を予定しております。暫定形の駅前周辺道路及び広場内につきましては、時計回りの一方方向型のロータリーとなりまして、駅前広場内につきましては、一般車両用の停車バース、また、送迎車用の乗降場、また、市営バス用のバスバースを計画しております。駅前広場中央部には、朝夕や雨天時の送迎車両の増加に対応できるよう、一般車両の一時待機場所の設置も検討しております。

なお、現在、尺土駅前のバス停に設置しております屋根付ベンチにつきましても、新しいバス停付近に移動し、再設置をいたします。

次に、看板であるとか路面標示などの安全対策でございますけども、暫定ロータリーの整備工事時に併せて施工できるよう、現在警察と協議を行っております。

最後ですけども、残り１件となりました用地交渉の進捗につきましては、地権者の方とは定期的に連絡を取っておりまして、交渉を続けておるところでございます。交渉の中で、令和８年度につきましては、家屋補償算定をさせていただくことにご了解いただきました。引き続き交渉を行ってまいります。

尺土駅前周辺整備事業に関する事項についての説明は以上でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

吉村委員長　ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんでしょうか。

梨本委員。

梨本委員　ようやく通学路、本当にありがとうございます。本当、あの狭いところ危なかったんで、今まで本当、保護者の方とかボランティアの方が気をつけてやってくださったから、私、無事故でいけたと思うんです。そういった方々にも本当に感謝の念を込めながら、今後やっと北側が通れるようになったということで喜んでいます。

ただ、北側なんですけど、多分、課長、部長も歩かれたことあると思うんですけど、ずっ

と日陰が何もないんですよ。言うてみたら、あの尺土の踏切のところから、ずっと尺土駅を通って、今回ベンチ１個、あれは磐城のほうのところ、あれしてくださったのかな。通路のところをやってくださったのと、あと、バス停のところにつけてくださいましたよね。ただ、本当に夏場、ずっと歩いて出勤されている方とか子どもたちを見ていると、物すごく日陰もないし、あそこは街路樹も何もないんですよね。なんで、そういったところも含めて、今後、何か対策を取れないかということを１つ聞きたいと思うんです。よろしくお願いします。

吉村委員長　日陰の……。

奥田課長。

奥田建設課長　建設課の奥田でございます。

まず、今年、ベンチは１個つけさせてもらったというところでございますけども、ちょうど山本医院の前。ここをなぜ選定させてもらったかというと、歩道部分が一部広くなっておって、ベンチを置いても十分な歩道幅員を確保できるというところがあったので、あこに置かせていただいたというところがあります。

あと、植栽なんですけども、ちょうど今言うてたＴ字路の部分、これを撤去したというところなんですけども、その世話ができないというか、結局、植栽管理の中できっちりしていかないと見通しが悪くなっていくというところがありました。

あと、街路樹につきましても、今後状況を見て検討はさせてはもらいますけども、それを植えることによって見通しが悪くなるようでしたら検討する必要があるのかなと思っております。状況を見て研究をさせていただきたいと思います。

以上です。

吉村委員長　梨本委員。

梨本委員　広いところでないと置けないというのもあると思うんですけれども、尺土の踏切のところ、ちょっと一部広くなっているところとかあったと思うんですよ。そういったところも、本当に、これは市民の方が「何とかしてよ」というので、僕、言われたことが何回かあるんです。ここ、ほんまに殺風景というか、暑い中、歩いてくるのしんどいわと。どっか１回、年配の方なんかは休憩して、ちょっと座りたいというところに、今回ベンチの設置なんかも市のほうでいろいろ工夫してやっていただいているわけですから、そういったのも検討していただけないかなというところで、また要望だけよろしくお願いします。

吉村委員長　ほかにございませんでしょうか。

鬻本委員。

鬻本委員　ありがとうございます。確認なんですけども、尺土のロータリーの東側といいますか、尺土駅から言うたら南側といいますか、新設される横断歩道があると思うんですけども、この手前はこれ、一旦停止かいう形になるんですかね。

吉村委員長　そうですね、一旦停止のあれになっていますね。

奥田課長。

奥田建設課長　建設課の奥田でございます。

このロータリーの部分から南出口に渡るところの横断歩道のところでよろしいですかね。

そこの部分につきましては、横断歩道の手前の一旦停止という形になります。

以上でございます。

吉村委員長　通常の横断歩道ですので、必ず一旦停止。歩行者がいれば一旦停止の義務があるということですね。

奥田建設課長　そうです。

靏本委員　分かりました。ありがとうございます。

吉村委員長　ほかにございませんでしょうか。

速水委員。

速水委員　大変申し訳ないんですけれども、これはちょっとお聞きしたいのは、この資料についている緑色でマル別って書いていますよね。これは何の意味なんでしょうか。

吉村委員長　１ページ目で、建物のところにマル別と書いてある。

奥田課長。

奥田建設課長　建設課の奥田でございます。

この資料の下地に使わせていただいたのが、ゼンリンさんの地図を基に使わせていただいていまして、このマル別というのが、多分、ハイツごとの別表記があるよという意味合いのマル別というところの表記が残っていたというところでございまして、特段意味はないと思います。

以上です。

吉村委員長　今課長から説明がありましたように、ゼンリンの地図は家の名前が書いてあるんですけど、集合住宅の場合は全部後ろのページに索引みたいにして書いてあるので、それが残っていたということですね。

ほかにございませんでしょうか。

谷原委員、どうぞ。

谷原委員　３ページ目のことについてお伺いします。これは最終形ではなくて、立ち退きをされていない方がいらっしゃる中で、前の狭い道路を何とか通行しやすいようにということで、ある意味で仮のロータリーというふうに説明をこれまでも受けてきたんですが、これ、見通しですね。本当は立ち退きされたらすぐ本工事としていけるんですが、かなり長期にわたって難しいとなれば、当然こういう仮のロータリー、これは経費がかかりますので、立ち退かれた後また壊して本来のロータリーに戻すということになりますから、ここら辺の見通しがどんなことになっているのかというのをお聞きしたいんです。立ち退きの見通し、それから、ここから仮のロータリーを造っていきますよと、もう待てないのでね、なるのか。いつから仮のロータリーを造っていくような工事の取組を考えておられるのか、その兼ね合いですね。これをお聞きしたいと思います。

吉村委員長　奥田課長。

奥田建設課長　建設課の奥田でございます。

まず、事業の見通しというところと完成形というところの見通しなんですけども、今１件残っているところがございまして、ここの立ち退きが完了しないと地下道の延伸ができない

というところで、それをもって一旦の完成形になるのかなと思います。

あと、構造物、今回暫定で造らせていただきますけども、この構造物につきましては完成形のときもそのまま残しますので、これを一旦壊して新たに完成形を造るということはございません。

以上でございます。

吉村委員長　谷原委員。

谷原委員　私、勘違いしていましたので、このまま生かしてやっていくということなので無駄にはならないということで、ありがとうございます。

私からも１点要望なんですけど、先ほど梨本委員もおっしゃいました街路樹の問題なんですよね。残念ながら、余り地をコンクリートでしてしまったということで、私も一度、小公園のような形でほっとできる街路があれば、ちょっとほっとするなということだったんですが、管理ができないということでアスファルトにしてしまったということなんですが、今後ぜひいろんな補助金等もあるんだったら、そういう見通しもあるんだったら、街路をお願いできたらなという、私のほうもお願いします。

近鉄新庄駅の前には、駅前の雰囲気がやっぱりあります。街路があれば、近鉄新庄駅、非常に美しいですね。ほっとしますよ、やっぱり街路があるとですね。言うように、長く、夏なんかは早朝、朝ほんまに照らされて、皆さん通勤で歩かれます。東西の方はいずれもですね。ぜひまたお考えいただけたらと、これは要望で。

以上です。

吉村委員長　西川副委員長。

西川副委員長　横断歩道の件については本当に危なかったんで、解消されていくのはいいんかなと思います。それでも、この尺土駅の件に関してはむちゃくちゃいろいろ言いたいことといっぱいあるんでね。この計画を見せてもらって、僕、何回もやっぱり言いますけど、ロータリー中にこんなん異常なんですよ、はっきり言うて。このロータリーを造るときに、まだ１軒家が残っている。事業認定、本当にどう進んでいっているのかというところがね。これはほんまに急いでやってもらわんと、これでよしとするということがなかなか本当にあれですよ。ほんで、駅前広場というところも含めて、先ほども街路樹もありますし、ロータリーを造って何ぼじゃないじゃないですか、これ。やっぱり駅前の活性化というところも含んでいると思うんですね。だいぶ苦労してくれたはるのは分かるんですけど、やっぱりここの、誰が見てもこれ、異常やなと思いますよ。このロータリーの中に家１軒あるという状態はね。

僕としたら先に、それを造る前に、どっちが先か分からん、交通の安全のことを考えたら先にするのがいいんかどうか分からんですけど、やっぱり市の駅の玄関口のところでこうやって、先にロータリーを造って、ほんで、家１軒取り残されて陸の孤島みたいになって、こんなん恥ずかしい話やなと思います。耳の痛いことやと思うんですけど、ただ、これをずっと言い続けてきたことやしね。それで、まだまだ県とのそれも話がなかなか進まん。事業認定もなかなか進まんばっかりですやんか。そやから、僕はかなりこれはもうちょっと認識をしっかりしていただいて、この駅前のにぎわいを持たせていくということやったら、こうい

うことはあんまりよくないんちゃうかなと思いますんで、引き続いて県のほうともしっかりと協議していただいて、できるだけ早くに事業認定もしていただくような形で持っていっていただかなければ、葛城市、やっぱり恥ずかしいような、こんなん取り上げられる可能性いっぱいあると思いますわ、マスコミにもね。

そやから、しっかりしていただきたいなと思いますんで、これは意見として言わせていただきます。

吉村委員長　意見のみ。

西川副委員長　はい、意見のみで。もう答えることは……。

吉村委員長　ほかにはございませんでしょうか。

私のほうから１つ確認だけなんですけれども、一時退避場所ということで、私も前一般質問で、車のマスを書いてほしいというふうなことも要望したことがあったんですが、多分、マスを書かれるのかなというふうにも思うんですが、その理解でいいのか。あと、想定されている台数、それについてお答え願えたらと思いますが。

奥田課長。

奥田建設課長　建設課の奥田でございます。

この一時待機場所という形で、いろいろ今までご意見いただいたところでございますけども、一応、今絵に描かせていただいている台数、10台分を……。

吉村委員長　そんなら、絵のとおりということで。

奥田建設課長　それ以外、ちょうど東から上がってきたところの送迎車用の乗降場、この辺も造らせていただいて、できるだけ駅の近くで乗り降りしてもらうところ、この辺も検討させていただいているところでございます。

以上です。

吉村委員長　そうですね、やっぱり乗降で皆さん困っていらっしゃったりとか、場合によっては危ないシーンも見られますので、この辺りよろしくお願いをしたいなというふうに思います。

苦肉の策ではあるとは思うんですけど、今回の改造によって上下線が完全に分離されるということは、より安全になるということにつきましては、これは評価させていただきたいなというふうに思います。

ほかに。よろしいですね、皆さん。

（「なし」の声あり）

吉村委員長　では、ないようであれば、本件につきましては以上といたします。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで、委員外議員からの発言の申出があれば許可いたしますけれども、よろしいですか。

（「なし」の声あり）

吉村委員長　ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

本日は、早朝から、皆さん、それぞれいろいろ調査案件がありましたけれども、いずれも重要なことでございましたけれども、皆様方、意見をたくさん言っていただきまして、また多くの助言もあったかと思いますが、理事者側におかれましてもこれらも真摯に受け止めて、

また生かしていただけたらというふうに思います。よろしくお願いをいたします。

これをもって総務建設常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉　会　午後４時４７分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長　　吉村　始